

平 成 25 年

奈良市議会 3 月定例会  
提 出 議 案

奈 良 市

## 目 次

奈良市報告第10号	株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について.....	1
〃 第11号	奈良市市街地開発株式会社の事業計画の報告について.....	11
〃 第12号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画の報告につ いて.....	16
〃 第13号	一般財団法人奈良市総合財団の事業計画の報告について.....	25
奈良市議案第16号	平成25年度奈良市一般会計予算.....	51
〃 第17号	平成25年度奈良市下水道事業費特別会計予算.....	59
〃 第18号	平成25年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算.....	62
〃 第19号	平成25年度奈良市国民健康保険特別会計予算.....	64
〃 第20号	平成25年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算.....	68
〃 第21号	平成25年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算.....	71
〃 第22号	平成25年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算.....	73
〃 第23号	平成25年度奈良市駐車場事業特別会計予算.....	75
〃 第24号	平成25年度奈良市介護保険特別会計予算.....	77
〃 第25号	平成25年度奈良市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算.....	80
〃 第26号	平成25年度奈良市針テラス事業特別会計予算.....	82
〃 第27号	平成25年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算.....	84
〃 第28号	平成25年度奈良市病院事業会計予算..... (別冊)	
〃 第29号	平成25年度奈良市水道事業会計予算..... (別冊)	
〃 第30号	平成25年度奈良市都祁水道事業会計予算..... (別冊)	
〃 第31号	平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算..... (別冊)	
〃 第32号	障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に關 する条例の制定について.....	86
〃 第33号	奈良市職員倫理条例の制定について..... (別冊)	
〃 第34号	奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につい て.....	(別冊)
〃 第35号	奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正に ついて.....	(別冊)

奈良市議案第 36 号	奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例の制定について（別冊） いて	
タ 第 37 号	奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について…（別冊）	
タ 第 38 号	奈良市債権管理条例の制定について…………… 91	
タ 第 39 号	奈良市子ども・子育て会議条例の制定について…………… 102	
タ 第 40 号	奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部改正につ いて…………… 104	
タ 第 41 号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について…………… 105	
タ 第 42 号	奈良市介護保険条例の一部改正について…………… 107	
タ 第 43 号	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる 特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例の制定 について…………… 109	
タ 第 44 号	奈良市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につ いて…………… 124	
タ 第 45 号	奈良市観光自動車駐車場条例の一部改正について…………… 126	
タ 第 46 号	奈良市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正す る等の条例の制定について…………… 128	
タ 第 47 号	奈良市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設 の設備及び運営の基準に関する条例の制定について…………… 144	
タ 第 48 号	奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営 の基準等に関する条例の制定について…………… 156	
タ 第 49 号	奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び 運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のた めの効果的な支援の方法の基準等に関する条例の制定に ついて…………… 294	
タ 第 50 号	奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営の基準等に関する条例の制定について…………… 438	
タ 第 51 号	奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関 する条例の制定について…………… 552	

奈良市議案第 5 2 号	奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について	600
〃 第 5 3 号	奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の制定について	631
〃 第 5 4 号	奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について	666
〃 第 5 5 号	奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定について	702
〃 第 5 6 号	奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定について	717
〃 第 5 7 号	奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定について	758
〃 第 5 8 号	奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について	781
〃 第 5 9 号	奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について	872
〃 第 6 0 号	奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定について	904
〃 第 6 1 号	奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について	942
〃 第 6 2 号	奈良市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の制定について	967
〃 第 6 3 号	奈良市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の制定について	973
〃 第 6 4 号	奈良市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	980
〃 第 6 5 号	奈良市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	998
〃 第 6 6 号	奈良市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について	1010

奈良市議案第 67 号	包括外部監査契約の締結について	1017
〃 第 68 号	市道路線の廃止について	1018
〃 第 69 号	市道路線の認定について	1022
〃 第 70 号	教育委員会の委員の任命について	1043
〃 第 71 号	教育委員会の委員の任命について	1045
〃 第 72 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	1047
奈良市諮詢第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	1049
〃 第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	1051

奈良市報告第10号

株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の事業計画を  
次のとおり報告する。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 平成25年度事業計画書

# 平成25年度株式会社奈良市清美公社事業計画書

自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日

株式会社奈良市清美公社は、次の各受託業務及び受託外許認可業務等を実施する。

## (受託業務)

- し尿収集運搬及び手数料の徴収に関する業務
- 公園・広場等の清掃、公衆便所の清掃、地下道等の清掃に関する業務
- 環境清美センター事務厚生棟・駐車場棟、環境清美工場の清掃に関する業務
- 東部地域・月ヶ瀬地域・都祁地域・精華地域・高円山離宮、鉢伏地域・中高層住宅・平城第1、第2団地及び奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ収集運搬、東部地域・中高層住宅及び環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源（空き缶・空きびん・ペットボトル・飲料用紙パック）収集運搬、発泡スチロール製食品トレイ、発泡スチロール製容器・包装材収集運搬、環境清美工場の焼却灰及び非鉄の運搬に関する業務
- 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

## (受託外許認可業務等)

- 净化槽の清掃・保守点検及び雑排水管洗浄に関する業務
- 音声館の建物清掃に関する業務

これらの業務の遂行にあたっては、誠実に遂行するとともに、公共下水道の普及に伴うし尿収集運搬及び浄化槽清掃業務の減少する社会情勢下にあって、一層これに代わる業務の拡大と開発に努め、事業の効率化を図り、公益事業所として公共への奉仕をモットーに生活環境の保全と美化の推進に寄与せんとするものである。

## 1. 業務の方針

### (受託業務)

- (1) 業務の運営については、常に適正な処理を行い、市民の生活環境をより清潔に保ち、公衆衛生の向上を目標に、その効率的運用を図る。

### (受託外許認可業務等)

- (1) 凈化槽の清掃については、浄化槽法施行規則第3条の規定に基づいて行い、実施にあたっては計画的かつ円滑な運用を図る。また、高圧洗浄機による雑排水管洗浄業務の拡大にも積極的に市場の開拓に努める。
- (2) 建物清掃については、環境美化に努める。

## 2. 作業計画

### (受託業務)

- (1) し尿収集運搬については、対象家庭の状況及び交通事情等を勘案し、早朝からの作業を行い、受託外許認可業務等との連携を図り、全車両の効率的な運用を図る。また、汲取手数料の徴収事務については、口座振替制度への移行を促進し、収納率の向上を図る。

#### ○汲取作業件数

- |            |              |
|------------|--------------|
| ・定額制汲取     | 約1,865件（月平均） |
| ・一般従量制汲取   | 約101件（月平均）   |
| ・事業所等従量制汲取 | 約215件（月平均）   |

- (2) 公園・広場等の清掃業務については、当社現有諸機（器）材と人員の効率的な運用により作業を実施する。

#### ○都市公園、ちびっ子広場、広場緑地、近隣公園

計 561か所

#### ○街路樹等のかん水

- |           |
|-----------|
| ・西部第475号線 |
| ・西部第24号線  |

- ・西部第38号線他1路線
- ・西大寺一条線
- ・奈良北2号線、北部第595・604・611号線
- ・中部第1124号線

計 6 路線

(3) 公衆便所の清掃業務については、利用者の状況を考慮し、早朝作業による効率的な運用により業務を実施する。

- ・近鉄大和西大寺駅前南側
- ・近鉄高の原駅前
- ・JR平城山駅前

計 3 か所

(4) 地下道等の清掃業務については、利用状況等を考慮し、計画的に実施する。

- ・近鉄新大宮駅前地下道
- ・近鉄新大宮駅西側地下道
- ・JR平城山駅旅客通路
- ・JR平城山駅西側歩道橋
- ・近鉄高の原駅歩道橋及び広場
- ・近鉄学園前駅前歩道橋

計 (6 か所) 13,792 m<sup>2</sup>

(5) 建物清掃業務については、作業実施基準仕様書により日常及び特別清掃を年間計画に基づき実施する。

○環境清美センター事務厚生棟清掃業務

床面積等 8,001.54 m<sup>2</sup>

○環境清美センター駐車場棟清掃業務

床面積等 8,249.32 m<sup>2</sup>

○環境清美工場清掃業務

床面積等 1,924.71 m<sup>2</sup>

(6) 東部地域・月ヶ瀬地域・都祁地域・精華地域・高円山離宮、鉢伏地域・中高層住宅・平城第1、第2団地・奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみの収集運搬、東部地域・中高層住宅及び環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源収集運搬、発泡スチロール製食品トレイ、発泡スチロール製容器・包装材収集運搬の各業務については、収集計画に基づき実施する。

また、環境清美工場より発生する焼却灰及び非鉄の大坂湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬業務については、受託条件による年間計画に基づき実施する。

○家庭ごみ及び再生資源（※印は家庭ごみのみ）

- 東部地域（田原・柳生・大柳生・東里・狭川） 2, 162世帯
- 月ヶ瀬地域（月ヶ瀬）※ 509世帯
- 都祁地域（並松・吐山・都祁・六郷）※ 2, 085世帯
- 精華地域※ 319世帯
- 高円山離宮、鉢伏地域※ 32世帯
- 中高層住宅（独立行政法人都市再生機構） 8, 851世帯
- 平城第1、第2団地（独立行政法人都市再生機構）※ 2, 033世帯
- 市街地家庭系ごみ地域（一部）※ 18, 814世帯
- 環境清美センター内再生資源回収コーナー 1か所

○発泡スチロール製食品トレイ

- 市役所・出張所・公民館・人権文化センター等 30か所

○焼却灰運搬

- 年間運搬量 2, 500t

○非鉄運搬

- 年間運搬量 2, 800t

(7) 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務については、保健所の指導・指示のもと、迅速かつ効率的に実施する。

(受託外許認可業務等)

(1) 清掃・保守点検、雑排水管洗浄業務、建物清掃業務については、受託業務との連携を図り、効率的な運用により作業を実施する。

○清掃業務	597件（月平均）
○保守点検業務	361件（月平均）
○雑排水管洗浄業務	7件（月平均）
○建物清掃業務	1か所

(作業体制)

(1) 従業員数

事務職	10名（内臨時2名）
現業職	84名（内臨時43名）
	計 94名

(2) 車両台数

バキューム車	13台
パッカー車	22台
貨物車他	19台
営業車	4台
	計 58台

### 3. 事業予算の概要

(収入の部)

受託事業収入	<u>561,400千円</u>
(内訳)	
し尿收集運搬及び手数料徴収事務受託収入	175,620
公園・広場等清掃業務受託収入	61,884
公衆便所清掃業務受託収入（大和西大寺駅南側他）	2,112
地下道等清掃業務受託収入	3,465
環境清美センター・駐車場棟清掃業務受託収入	9,179

環境清美工場清掃業務受託収入	5, 185
東部地域・精華地域等一般家庭ごみ収集運搬業務受託収入	25, 681
中高層住宅一般家庭ごみ収集運搬業務受託収入	88, 471
一般家庭ごみ収集地域の大型ごみ収集運搬業務受託収入	14, 977
東部地域再生資源収集運搬業務受託収入	4, 196
中高層住宅再生資源収集運搬業務受託収入	7, 306
発泡スチロール製食品トレイ収集運搬業務受託収入	3, 493
焼却灰運搬業務受託収入	12, 792
非鉄運搬業務受託収入	11, 960
環境清美センター内再生資源分別及び運搬業務受託収入	2, 349
犬・猫等の捕獲・運搬・飼育業務受託収入	19, 000
月ヶ瀬・都祁地域ごみ収集運搬業務受託収入	35, 730
市街地家庭系ごみ収集運搬業務受託収入	78, 000
 受託外許認可事業等収入	<u>128, 235千円</u>
(内 訳)	
浄化槽清掃・保守点検業務収入	124, 322
雑排水管洗浄業務収入	1, 771
音声館清掃業務収入	2, 142
 事業外収入	<u>171千円</u>
(内 訳)	
受取利息	171
 収 益 合 計	<u>689, 806千円</u>

(支出の部)

事業直接費	<u>544, 693千円</u>
(内 訳)	
人 件 費 360, 038	法定福利費 54, 551

福利厚生費	1 3 , 1 3 6	被 服 費	3 , 4 6 9
燃 料 費	2 8 , 4 8 8	修 繕 費	2 3 , 4 1 6
事故整理費	9 7 8	公 租 公 課	6 , 3 7 5
保 険 料	6 , 7 2 7	消 耗 品 費	1 0 , 7 6 5
旅費交通費	2 , 5 6 6	雜 費	4 , 8 0 5
減価償却費	2 9 , 3 7 9		

一般管理費 1 1 1 , 9 5 6 千円

(内 訳)

人 件 費	7 4 , 2 0 1	法定福利費	1 1 , 3 1 6
福利厚生費	2 , 1 6 4	公 租 公 課	2 , 2 3 3
水道光熱費	2 , 2 9 4	修 繕 費	7 4 7
保 険 料	2 8 5	消 耗 品 費	1 , 7 8 5
旅費交通費	8 6	燃 料 費	3 0 9
通 信 費	2 , 4 4 9	交 際 費	1 4 5
図 書 費	2 5 2	広 告 費	1 0 1
会 議 費	2 7 9	調査研究費	2 5
支払手数料	4 , 1 5 4	賃 借 料	6 , 3 1 7
減価償却費	2 , 7 4 0	雜 費	7 4

事業外費用 3 3 , 1 5 7 千円

(内 訳)

支 払 利 息	3 5	雜 損 失	2 8 2
消 費 税	3 2 , 8 4 0		

予 備 費 0 千円

費用合計 6 8 9 , 8 0 6 千円

当期利益金 0 千円

# 予 定 貸 借 対 照 表

平成26年3月31日

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>【357,928】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【19,835】</b>
現 金 ・ 預 金	288,850	未 払 金	4,261
未 収 入 金	12,156	未 払 法 人 税 等	131
受託事業未収金	50,512	前 受 金	6
手数料未収金	3,574	預 り 金	5,779
貯 藏 品	2,590	仮 受 金	504
前 払 費 用	632	手 数 料 未 払 金	3,574
仮 払 法 人 税 等	0	未 払 消 費 税	5,580
立 替 金	0	<b>【固 定 負 債】</b>	<b>【225,858】</b>
貸 倒 引 当 金	△ 386	退職給与引当金	225,858
		負 債 合 計	245,693
<b>【固 定 資 産】</b>	<b>【162,183】</b>		
(有形固定資産)	(154,367)		
建 物	87,996	<b>純 資 産 の 部</b>	
建物附属設備	3,314	<b>【株 主 資 本】</b>	<b>【274,418】</b>
構 築 物	1,425	資 本 金	10,000
機 械 器 具	58	(利 益 剰 余 金)	(264,418)
車両運搬具	12,590	その他の利益剰余金	264,418
什 器 備 品	6,678	任 意 積 立 金	70,000
電 話 設 備	343	繰越利益剰余金	194,418
土 地	41,963		
(無形固定資産)	(1,761)		
電 話 加 入 権	310		
地 役 権	300		
ソ フ ト ウ エ ア	1,151		
(投資その他の資産)	(6,055)		
出 資 金	1,430		
長 期 貸 付 金	4,150		
保 証 金	10		
リサイクル預託金	465		
		純 資 産 合 計	274,418
<b>資 产 合 計</b>	<b>520,111</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>520,111</b>

# 予 定 損 益 計 算 書

自 平成25年4月1日

至 平成26年3月31日

(単位:千円)

科 目	金 額	
<b>【売 上 高】</b>		
受託事業収入	534,666	
淨化槽収入	118,402	
高压洗浄収入	1,687	
建物清掃収入	2,040	656,795
<b>【売 上 原 価】</b>		
事業直接原価	544,693	544,693
売上総利益金額		112,102
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		111,956
營業利益金額		146
<b>【営業外収益】</b>		
受取利息	171	
受取配当金	0	
雑 収 入	0	171
<b>【営業外費用】</b>		
支 払 利 息		35
雑 損 失		282
経常利益金額		0
<b>【特 別 利 益】</b>		
固定資産売却益	8	
貸倒引当金戻入益	18	
退職給与引当金戻入益	0	26
<b>【特 別 損 失】</b>		
資産廃棄損	0	
貸倒損失	0	
退職給与引当金繰入損	0	0
税引前当期純利益金額	26	
法人税、住民税及び事業税	161	
当期純利益金額	△ 135	△ 135

奈良市市街地開発株式会社の  
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の事業計画を次のとおり報告する。

平成25年2月27日

奈良市長 仲川元庸

1 平成25年度事業計画書

# 平成25年度奈良市市街地開発株式会社事業計画書

自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日

奈良市市街地開発株式会社を設立以来、市内における新しい都市拠点の形成を目指し、市街地開発の効率的推進を図るとともに、開発事業等により建設された建築物の管理運営事業等を行い、地域社会と調和した都市づくりの推進に努めております。

## 1 事業方針

新しい都市拠点の形成を目指し、市街地開発事業によるＪＲ奈良駅前再開発第1ビルの商業床の管理運営、近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合業務代行及び奈良市営駐車場の管理等を行い、地域社会と調和した都市づくりの推進を図るとともに、経営の改善を進めます。

## 2 業務内容

- (1) ＪＲ奈良駅前再開発第1ビル商業床の管理運営
- (2) ＪＲ奈良駅西口周辺の市営駐車場の管理運営  
(奈良市営ＪＲ奈良駅第1・第2・市民ホール地下駐車場)
- (3) 近鉄学園前駅南地区再開発ビルの管理業務
- (4) 奈良市営西部会館駐車場の管理運営
- (5) 前各号に関連又は付帯する事業

## 3 事業予算の概要

単位：千円

## (収入の部)

事業収入	232, 663
商業床等管理収入	112, 763
駐車場管理運営収入	73, 700
学園前再開発ビル関係受託収入	46, 200
事業外収入 (利息収入)	300
収入合計	<u>232, 963</u>

## (支出の部)

事業費用	<u>225, 350</u>
内訳	
人 件 費	14,580
福利厚生費	3,190
委 託 費	100,500
賃 借 料	56,500
共 益 費	34,000
販 促 費	750
消 耗 品 費	3,650
通 信 費	1,000
燃 料 費	100
減価償却費	3,300
修 繕 費	500
会 議 費	40
手 数 料	3,500
公租公課費	1,000
新聞図書費	150
諸 会 費	30
旅費交通費	10
水道光熱費	300
保 險 料	750
雜 費	1,500

## (当期利益金)

7, 613

# 予 定 貸 借 対 照 表

平成26年3月31日

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【流 動 資 産】	【163,253】	【流 動 負 債】	【29,000】
現 金 及 び 預 金	139,553	未 払 外 注 費	7,000
未 収 入 金	17,000	未 払 費 用	1,300
前 払 費 用	5,500	前 受 金	200
預 け 金	1,200	預 り 金	200
【固 定 資 産】	【25,215】	売 上 預 り 金	20,000
(有形固定資産)	(24,765)	未 払 法 人 税 等	300
建 物	17,762	【固 定 負 債】	【32,000】
建 物 附 属 設 備	15,858	預 り 保 証 金	32,000
車 両 運 搬 具	795	負 債 の 部 計	61,000
什 器 備 品	150		
減 億 償 却 累 計 額	△ 9,800	純 資 産 の 部	
(無形固定資産)	(400)	【株 主 資 本】	【127,468】
電 話 加 入 権	400	[資 本 金]	[200,000]
(投資その他の資産)	(50)	[利 益 剰 余 金]	[△ 72,532]
保 証 金	50	(そ の 他 利 益 剰 余 金)	(△ 72,532)
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 72,532
		(うち 当 期 純 利 益)	(7,613)
		純 資 産 の 部 計	127,468
資 産 の 部 計	188,468	負 債 ・ 純 資 産 の 部 計	188,468

# 予 定 損 益 計 算 書

自 平成25年4月1日

至 平成26年3月31日

科 目	金 額	
		千円
【売 上 高】		
売 上 高	232,663	232,663
【販売費及び一般管理費】		
營 業 利 益	225,050	225,050
		7,613
【営業外収益】		
受 取 利 息	200	
雜 収 入	100	300
經 常 利 益		7,913
		7,913
税引前当期純利益		300
法人税等充当額		
当 期 純 利 益		7,613

奈良市報告第12号

公益財団法人奈良市生涯学習財団の  
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画を次のとおり報告する。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 平成25年度事業計画書

# 平成25年度公益財団法人奈良市生涯学習財団事業計画書

自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日

## 1. 事業方針

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の教養の向上・健康の増進・情操の純化を図り、生活文化の振興・社会福祉の増進に寄与することを目的として、また、高まる市民の学習意欲と多様なニーズに応えるため、以下のとおり実生活に役立つ教育・学術・文化に関する各種の社会教育・生涯学習事業を行い、市民が心身ともに健康かつ豊かな生活を送ることができる機会を提供する。

さらに、市民の立場に立った施設運営を行うとともに、地域における「学びの場」・「地域づくりの拠点」としての機能を強化し、自己学習・相互学習・家庭教育の場として、市民の学習活動を促進する。また、自主グループを育成し学びの成果を生かせる場を提供するとともに、地域の学校や各種の活動団体、関係各課・機関との連携を図りつつ、地域の課題解決に向けての支援に努める。

加えて、公民館運営についての評価・研究を行い、公民館の充実に努める。また、各種事業の企画・運営に職員のもつ特技を生かし、経費削減につなげる。

## 2. 事業実施計画

社会教育・生涯学習に関する事業を幅広く展開していくために、次の7分類の全てにおいて事業を開催する。

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| 01 教養・文化・国際交流 | 05 家庭生活・市民生活・娯楽     |
| 02 教育・福祉・人権   | 06 健康・衛生・環境         |
| 03 芸術・芸能      | 07 体育・スポーツ・レクリエーション |
| 04 科学・情報・産業技術 |                     |

### (1) 協定事業

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開する。

#### ① 公民館事業

生涯学習センター・公民館の活性化と市民への多様な学習機会の提供を図り、社

会教育・生涯学習に関する各種の事業を行う。また、次の5重点分野の全てにおいての事業開催を全施設必須とすることにより、施設ごとの偏りを軽減し、奈良市全域における充実した事業展開を目指す。

重点分野：高齢者・男女・青少年・家庭教育・共生

大型館においては、大人数を収容できる等の施設の特長を生かした事業を展開する。また、地元大学との連携による事業など、高度な学習機会の提供を図る。

地区館においては、地域の特性・課題や地域住民のニーズ等に即した事業展開を行う。また、地域の拠点としての役割を担い、学校や各種活動団体との連携を図る。

その他、社会教育・生涯学習に関する情報の収集や提供並びに学習相談に努めるとともに、市民が充実した社会教育・生涯学習関連情報をいつでも手軽に検索・活用することができるよう、インターネットを利用した情報発信を積極的に行う。また、パソコン講座を開催し、情報格差の解消に努める。

## ② 公民館管理運営事業

市民がいつでも気軽に利用できる地域の生涯学習の場として、公民館の機能強化と市民の立場に立った施設運営を図るとともに、公民館の適正かつ効率的な管理運営を行う。

### (2) 自主事業

当財団の取組をより多くの人々にPRするとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かし、講師派遣・出前講座開催等の事業展開を行う。また、自主財源の確保と事業内容の充実のため、外部資金による事業開催にも取組を進める。

さらに奈良市の関連諸施策と連携し、市民の生活環境の向上や学習機会の拡大を図り、個人の学習にとどまらず学習の成果を生かせるような事業展開に努める。

#### [指定管理施設]

生涯学習センター	延床面積	3, 588 m <sup>2</sup>
中部公民館	延床面積	4, 359 m <sup>2</sup>
西部公民館	延床面積	3, 337 m <sup>2</sup>
南部公民館	延床面積	980 m <sup>2</sup>
三笠公民館	延床面積	752 m <sup>2</sup>

田原公民館	延床面積	5 5 0 m <sup>2</sup>
富雄公民館	延床面積	7 0 1 m <sup>2</sup>
柳生公民館	延床面積	3 3 5 m <sup>2</sup>
若草公民館	延床面積	7 5 0 m <sup>2</sup>
登美ヶ丘公民館	延床面積	5 9 9 m <sup>2</sup>
興東公民館	延床面積	4 2 9 m <sup>2</sup>
春日公民館	延床面積	5 4 3 m <sup>2</sup>
二名公民館	延床面積	5 0 1 m <sup>2</sup>
京西公民館	延床面積	5 3 8 m <sup>2</sup>
平城西公民館	延床面積	4 9 9 m <sup>2</sup>
伏見公民館	延床面積	5 1 6 m <sup>2</sup>
富雄南公民館	延床面積	5 0 4 m <sup>2</sup>
平城公民館	延床面積	5 7 1 m <sup>2</sup>
飛鳥公民館	延床面積	5 0 1 m <sup>2</sup>
都跡公民館	延床面積	5 1 8 m <sup>2</sup>
登美ヶ丘南公民館	延床面積	5 0 0 m <sup>2</sup>
平城東公民館	延床面積	5 0 0 m <sup>2</sup>
月ヶ瀬公民館	延床面積	1, 8 4 6 m <sup>2</sup>
都祁公民館	延床面積	4 2 5 m <sup>2</sup>

# 収支予算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	70	70	0	
基本財産利息収入	70	70	0	
② 協定事業収入	546,393	520,422	25,971	
指定管理受託収入	546,000	520,000	26,000	
講座受講料収入	393	422	△ 29	
③ 自主事業収入	4,285	4,285	0	
講師派遣収入	10	10	0	
事業収入	4,175	4,175	0	
助成金収入	100	100	0	
④ 雜収入	425	425	0	
受取利息	25	25	0	
雑収入	400	400	0	
事業活動収入計	551,173	525,202	25,971	
2. 事業活動支出				
(1) 事業費支出				
① 人件費支出	335,602	314,204	21,398	
給料支出	328,509	306,748	21,761	
賃金支出	123,549	113,116	10,433	
職員手当支出	88,580	88,306	274	
福利厚生支出	71,163	64,146	7,017	
② 事業経費支出	45,217	41,180	4,037	
諸謝金支出	7,093	7,456	△ 363	
旅費交通費支出	5,110	5,263	△ 153	
消耗品費支出	214	261	△ 47	
会議費支出	1,123	1,249	△ 126	
印刷製本費支出	121	86	35	
通信運搬費支出	150	159	△ 9	
手数料支出	102	130	△ 28	
委託費支出	136	140	△ 4	
賃借料支出	104	130	△ 26	
33	38	△ 5		
(2) 管理費支出	211,296	206,723	4,573	
① 人件費支出	28,591	25,650	2,941	
役員報酬支出	4,989	3,180	1,809	
給料支出	10,803	10,464	339	
職員手当支出	8,570	8,254	316	
福利厚生支出	4,229	3,752	477	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
(2) 管理経費支出	182,705	181,073	1,632	
諸謝金支出	90	100	△ 10	
旅費交通費支出	350	469	△ 119	
消耗品費支出	6,100	7,166	△ 1,066	
燃料費支出	1,871	1,871	0	
会議費支出	50	57	△ 7	
印刷製本費支出	405	580	△ 175	
光熱水料費支出	55,227	51,750	3,477	
修繕費支出	3,465	3,440	25	
医薬材料費支出	30	36	△ 6	
通信運搬費支出	2,400	2,440	△ 40	
手数料支出	2,408	2,675	△ 267	
保険料支出	1,890	1,890	0	
委託費支出	77,345	77,526	△ 181	
賃借料支出	15,539	15,836	△ 297	
原材料費支出	0	15	△ 15	
負担金支出	172	191	△ 19	
租税公課支出	15,363	15,031	332	
(3) 自主事業経費支出	4,275	4,275	0	
諸謝金支出	2,225	2,225	0	
旅費交通費支出	135	135	0	
消耗品費支出	813	813	0	
会議費支出	92	92	0	
印刷製本費支出	350	350	0	
通信運搬費支出	27	27	0	
手数料支出	25	25	0	
保険料支出	119	119	0	
賃借料支出	156	156	0	
負担金支出	81	81	0	
広告料支出	252	252	0	
事業活動支出計	551,173	525,202	25,971	
事業活動収支差額	0	0	0	
II 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

# 予 定 貸 借 対 照 表

平成26年 3月31日

(単位:千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	30,281	23,030	7,251
未収金	169	170	△ 1
流動資産合計	30,450	23,200	7,250
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	50,000	50,000	0
基本財産合計	50,000	50,000	0
固定資産合計	50,000	50,000	0
資産合計	80,450	73,200	7,250
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	27,850	19,500	8,350
預り金	2,600	3,700	△ 1,100
流動負債合計	30,450	23,200	7,250
負債合計	30,450	23,200	7,250
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	50,000	50,000	0
指定正味財産合計	50,000	50,000	0
(うち基本財産への充当額)	50,000	50,000	0
2. 一般正味財産			
正味財産合計	50,000	50,000	0
負債及び正味財産合計	80,450	73,200	7,250

# 予定正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業活動収入	551,173	525,202	25,971
基本財産運用収入	70	70	0
基本財産利息収入	70	70	0
協定事業収入	546,393	520,422	25,971
指定管理受託収入	546,000	520,000	26,000
講座受講料収入	393	422	△ 29
自主事業収入	4,285	4,285	0
講師派遣収入	10	10	0
事業収入	4,175	4,175	0
助成金収入	100	100	0
雑収入	425	425	0
受取利息	25	25	0
雑収入	400	400	0
経常収益計	551,173	525,202	25,971
(2) 経常費用			
事業費			
人件費	335,602	314,204	21,398
給料	328,509	306,748	21,761
賃金	123,549	113,116	10,433
職員手当	88,580	88,306	274
福利厚生	71,163	64,146	7,017
事業経費	45,217	41,180	4,037
諸謝金	7,093	7,456	△ 363
旅費交通費	5,110	5,263	△ 153
消耗品費	214	261	△ 47
会議費	1,123	1,249	△ 126
印刷製本費	121	86	35
通信運搬費	150	159	△ 9
手数料	102	130	△ 28
委託費	136	140	△ 4
賃借料	104	130	△ 26
管理費	33	38	△ 5
人件費	211,296	206,723	4,573
役員報酬	28,591	25,650	2,941
給料	4,989	3,180	1,809
職員手当	10,803	10,464	339
福利厚生	8,570	8,254	316
管理経費	4,229	3,752	477
諸謝金	182,705	181,073	1,632
旅費交通費	90	100	△ 10
消耗品費	350	469	△ 119
燃料費	6,100	7,166	△ 1,066
	1,871	1,871	0

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
会議費	50	57	△ 7
印刷製本費	405	580	△ 175
光熱水料費	55,227	51,750	3,477
修繕費	3,465	3,440	25
医薬材料費	30	36	△ 6
通信運搬費	2,400	2,440	△ 40
手数料	2,408	2,675	△ 267
保険料	1,890	1,890	0
委託費	77,345	77,526	△ 181
賃借料	15,539	15,836	△ 297
原材料費	0	15	△ 15
負担金	172	191	△ 19
租税公課	15,363	15,031	332
自主事業経費	4,275	4,275	0
諸謝金	2,225	2,225	0
旅費交通費	135	135	0
消耗品費	813	813	0
会議費	92	92	0
印刷製本費	350	350	0
通信運搬費	27	27	0
手数料	25	25	0
保険料	119	119	0
賃借料	156	156	0
負担金	81	81	0
広告料	252	252	0
経常費用計	551,173	525,202	25,971
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	0
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	0
III 正味財産期末残高	50,000	50,000	0

奈良市報告第13号

一般財団法人奈良市総合財団の  
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の事業計画を次のとおり報告する。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 平成25年度事業計画書

# 平成25年度一般財団法人奈良市総合財団事業計画書

自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日

## 1 事業方針

一般財団法人奈良市総合財団は、平成24年4月に統合した7つの財団法人の設立趣旨及び活動内容を踏まえ、それぞれが果たしてきた役割をより効率的、効果的に担っていくため、設立したものである。

統合した各財団法人が積み重ねてきた実績及び培ってきた知識・経験・技術を有する人材等の経営資源を戦略的に活用できる組織並びに多様化する市民ニーズに応える団体として文化・スポーツ・武道の普及振興事業、「ならまち」・「都祁地域」の歴史・文化資産等を活用した地域振興事業及び中小企業勤労者に対する福祉事業を行い、もって文化の創造及び福祉の増進に寄与しようとするものである。

### (1) 文化事業グループ

- ◎ 文化活動を総合的に普及振興することにより、国際文化観光都市奈良の文化の向上及び幅広い市民文化の発展に資するとともに、より豊かな地域社会づくりに寄与する。
- ◎ 奈良市杉岡華郵書道美術館収蔵作品の公開展示、企画展覧会、書道講座の開催及び各種資料の作成・収集を実施することにより、書道芸術の発展と市民文化の振興に寄与する。
- ◎ 地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に総合的な福祉事業を実施することにより、中小企業勤労者の福祉の増進に寄与する。

### (2) スポーツ・武道事業グループ

- ◎ 各種体育・スポーツ事業等を開催することにより、体育・スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るい市民生活の形成に寄与する。
- ◎ 剣道・柔道その他武道を奨励することにより、武道の振興を図り、福祉の向上に寄与する。

### (3) まちづくり振興事業グループ

- ◎ 「ならまち」において地域文化を振興するとともに伝統的文化、芸能及び工芸を継承することにより、「ならまち」の活性化と市民文化の発展に寄与する。
- ◎ 都祁地域の地域資源を活用した振興事業を推進することにより、地域文化の振興及び生きがい対策の推進を図り、都祁地域の活性化と地域文化の発展に寄与する。

#### (4) 共通

- ◎ 奈良市から指定管理者の指定を受けて、公の施設の管理運営を行うとともに、財団の目的を達成するために必要な事業を実施する。

## 2 事業計画

### (1) 文化事業グループ

#### 【文化振興事業】

##### 〈なら100年会館〉

- アフィニス室内楽アカデミー（（公財）アフィニス文化財団との共同主催事業）  
次代の国内の芸術活動を担う若手音楽家の育成を通じて、将来の芸術文化の発展に寄与することを目的に開催する。

- なら100アートフェスティバル

大ホールエントランスで、市民から募集したアート作品の展示をする。絵画、造形、書画、花などの作品を市民から募集し展示することにより、にぎわいの場を提供する。

- オーケストラ音楽教育プログラム

公開リハーサル等、アウトリーチやワークショップを行い、音楽に親しみを持つきっかけを提供し、さらなるクラシック公演の鑑賞活動を促進する。

- 奈良の魅力再発見能楽普及事業

シテ方金春流能楽師を講師に迎え、能楽体験講座等を通じて、幅広い年齢層に奈良の魅力を再発見する機会を提供する。

- 万葉オペラ・ラボ事業（日本ロレックス（株）協賛事業、（公財）五島記念文化財団助成公演決定）

万葉集やオペラの参加、鑑賞及び体験を通じて、奈良の芸術、文化及び歴史の魅力を探求する事業を実施する。

- ポップス、演歌コンサート

- なら100年会館若手演奏家育成事業
- ドイツ歌曲と日本歌曲コンサート
 

『ムジークフェストなら2013』の一環としてのコンサート等の開催を通じて地元出身の演奏家の活動を支援する。
- なら100チャリティイベント～奈良からのメッセージ～
 

東日本大震災復興支援を目的としたチャリティコンサート等を開催する。
- こどもコーラス教室
 

小・中学生を対象として実施する。
- ソフトストレッ칭教室
 

高齢者の健康づくりを目的として実施する。
- 夏休み工作教室
 

夏休みに小学生を対象に工作教室を行う。
- 人形劇、落語、キャラクターショー
 

等45事業55公演を実施する。

〈奈良市美術館〉

- 開館10周年記念 市立の学校に眠る美術作品展
- 奈良市児童生徒作品展
- 奈良市立幼稚園子ども作品展
- 奈良市美術家展（奈良市美術家協会と共に）
- 市民実技講座（同上）
- 市展「なら」
- 奈良市美術館講座 開館10周年記念 奈良からはじめる仏教美術講座

〈奈良市北部会館市民文化ホール〉

- 徳永二男ヴァイオリンリサイタル
- 音楽で世界をめぐる1週間
- 茂山千五郎家・狂言会
- 第5回高の原寄席
- 粟コーダーカルテットコンサート

- ・懐かしの映画・ワンコイン上映会
- ・ニュータウンフェスタたかのはら 2014  
平城ニュータウン地域で文化振興活動をされている方々と協働で開催する。
- ・高の原カルチャーサロン  
奈良大学と連携し「奈良の文化・歴史」をテーマにした市民公開講座を開催する。
- ・平城ニュータウン地区文化祭  
平城ニュータウン文化協会等と連携し、市民の豊かな交流活動を推進する。
- ・高の原文化講座  
地域の方々の健康増進、交流及び憩いの場として24事業を実施する。  
等53事業29公演を実施する。

### 【書道文化事業】

〈奈良市杉岡華邨書道美術館〉

#### ○ 展示事業

- ・「追悼 生誕100年 杉岡華邨展 選抜展」

故杉岡華邨氏の生誕100年を記念して行われる「追悼 生誕100年 杉岡華邨展」より作品を選抜し、永年にわたる杉岡華邨氏の書業を振り返るとともに、その功績を顕彰する展覧会を開催する。

- ・「謙慎の書① 西川寧の門流—新井光風と選抜展」

書壇を代表する会派や門流に焦点を当て多角的に現代の書を検証する展覧会。関東を中心に活動し全国最大規模を誇る謙慎書道会より、書家として初の文化勲章を受章した昭和を代表する書の巨人、西川寧の門流に注目し紹介する。

- ・テーマ展及び館蔵品展

館収蔵の杉岡華邨作品より、特定のテーマに沿った作品を集めた展覧会を開催する。

- ・7月から10月中旬まで、収蔵庫棟増築工事により休館

#### ○ 書道講座

- ・展示作品を中心に杉岡華邨作品を解説する列品解説講座
- ・書道に関連した幅広い分野をテーマに講演する書道文化講座
- ・初心者でもすぐに活かせる書法について指導する書道実技講座

- ・学芸員による作品解説会
- 調査研究・作品保存活動
  - ・今後の調査研究資料として図録等研究資料の作成
  - ・関連資料の収集

#### 【中小企業勤労者の福利厚生事業】

(勤労者福祉サービスセンター事業)

- 広報事業

市内の中小企業の事業所に対し、福祉事業の内容について広報を行うとともに、加入の促進を図る。
- 福利厚生事業

会員及び家族を対象に、日帰りバスツアー等の厚生事業並びに、宿泊・飲食店の利用補助、映画館、遊園地及び美術館等を低料金で利用できるための施設割引利用事業を実施する。
- 納付事業

会員の相互扶助を基本とした祝金や見舞金等の各種給付事業を実施する。
- 健康管理事業

会員及び家族の健康維持（人間ドック、健康診断の受診補助）、健康増進（ゴルフカード、プール・スーパー銭湯回数券の斡旋）及び文化・各種教室の受講費の補助事業を実施する。
- 貸付斡旋事業

臨時の出費や教育費として会員が近畿労働金庫奈良支店から貸付を受ける際、補助を実施する。
- 会員募集推進事業

新規加入事業所及び会員獲得に努め、事業内容の充実を図る。

#### 〈奈良市勤労者総合福祉センター〉

- |            |     |        |
|------------|-----|--------|
| ・社交ダンス講座   | 45回 | 58人／1回 |
|            | 1回  | 90人／1回 |
| ・社交ダンス入門教室 | 4回  | 30人／1回 |

・社交ダンス初級教室	4回	30人／1回
・パソコン1日教室	8回	15人／1回
・求職者支援パソコン講習会	2回	15人／1回
・陶芸教室	3回	16人／1回
・韓国語教室	2回	30人／1回
・絵画教室	2回	16人／1回
・書道教室	2回	20人／1回
・感謝DAY	1回	800人／1回
・パソコン教室 入門	10回	15人／1回
・パソコン教室 初級	10回	15人／1回
・トールペイント教室	2回	15人／1回
・ヨガ教室	4回	15人／1回
・フラワーアレンジメント教室	1回	16人／1回
・フラダンス入門教室	3回	16人／1回
・フラダンス初級教室	3回	16人／1回
・アロマテラピー教室	2回	16人／1回
・話し方教室	2回	20人／1回
・トレーニング指導（24回）	予定人員	60人

### 【施設管理運営事業】

#### ① 事業内容

管理施設の設置目的を達成するため、施設の適正かつ効率的な管理運営を行う。

#### ② 管理施設

〈なら100年会館〉

〈奈良市美術館〉

〈奈良市北部会館市民文化ホール〉

〈奈良市杉岡華郵書道美術館〉

〈奈良市勤労者総合福祉センター〉

(2) スポーツ・武道事業グループ

【スポーツ普及振興事業】

〈奈良市中央体育館〉

• ソフトテニス教室

一般男女 28回 70人／1回

• バドミントン教室

小学生の部（3年～6年） 28回 60人／1回

昼の部（一般男女） 28回 70人／1回

夜の部（一般男女） 28回 60人／1回

〈奈良市中央第二体育館〉

• 健康体操教室

女性の部 28回 90人／1回

• 少年少女体操教室

小学生（1年～6年） 28回 60人／1回

• 卓球教室

一般の部（一般男女） 20回 50人／1回

昼の部（一般男女） 10回 50人／1回

夜の部（一般男女） 10回 50人／1回

〈奈良市中央第二体育館、奈良市鴻ノ池陸上競技場〉

• 操体法教室

一般の部（一般男女） 18回 40人／1回

〈奈良市鴻ノ池コート〉

• ソフトテニス教室

一般の部（一般男女） 10回 60人／1回

小学生の部（1年～6年） 10回 60人／1回

〈奈良市鴻ノ池陸上競技場〉

• 少年少女陸上競技教室

小学生（1年～6年） 24回 100人／1回

〈奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール、

奈良市西部生涯スポーツセンター体育館〉

• 水泳教室

第1期（5月～7月） 成人 36回 20人／1回

園児及び小学生 36回 20人／1回

小学生 36回 20人／1回

第2期（9月～12月） 成人 44回 20人／1回

園児及び小学生 44回 20人／1回

小学生 44回 20人／1回

第3期（1月～3月） 成人 43回 20人／1回

園児及び小学生 43回 20人／1回

小学生 43回 20人／1回

• 水中ウォーキング教室

第1期（4月～7月） 121回 25人／1回

第2期（9月～12月） 120回 25人／1回

第3期（1月～3月） 110回 25人／1回

• ソフトストレッチング教室

第1期（4月～7月） 22回 35人／1回

第2期（9月～12月） 24回 35人／1回

第3期（1月～3月） 20回 35人／1回

• 成人女性ダンベルチューブ体操教室

第1期（4月～7月） 66回 14人／1回

第2期（9月～12月） 64回 14人／1回

第3期（1月～3月） 60回 14人／1回

• 卓球・バドミントン・ビーチボールバレー体験広場

4回 50人／1回

〈奈良市南部生涯スポーツセンター体育館〉

・バドミントン教室

第1期（4月～5月）	6回	18人／1回
第2期（6月～7月）	6回	18人／1回
第3期（9月～10月）	6回	18人／1回
第4期（11月～12月）	6回	18人／1回
第5期（2月～3月）	6回	18人／1回
・バドミントンふれあい広場	6回	20人／1回

〈奈良市鴻ノ池陸上競技場、奈良市西部生涯スポーツセンター球技場〉

・グラウンドゴルフふれあい広場	4回	50人／1回
-----------------	----	--------

〈奈良市青山プール〉

・着衣泳法講習会	1回	50人／1回
----------	----	--------

〈奈良市鴻ノ池陸上競技場、奈良市中央体育館〉

・スポーツ開放日（ナイトラン）	12回	100人／1回
・スポーツ開放日（卓球・バドミントン）	6回	100人／1回

**【武道普及振興事業】**

〈奈良市中央武道場〉

・剣道教室（小学生）

毎週 月・火・金	132回	60人／1回
昇級審査会（2回）	予定人員	20人／1回

・剣道教室（中学生～一般）

毎週 月・火・木・金	182回	40人／1回
------------	------	--------

・剣道教室（親子体験）

月2回 土	24回	20人／1回
-------	-----	--------

・なぎなた教室

毎週 火・木・土	140回	60人／1回
----------	------	--------

• やり教室		
毎週 土	50回	50人／1回
• 坐禅教室		
毎週 日	45回	65人／1回
• 茶道教室		
月2回 月	24回	15人／1回
• 華道教室		
月2回 金	24回	20人／1回
• 奈良市少年剣士講習会（3回）	予定人員	500人
• 奈良市武道教室演武会（1回）	予定人員	100人

〈奈良市中央第二武道場〉

• 柔道教室（小学生）		
毎週 火・木・土	130回	50人／1回
昇級審査会（3回）	予定人員	40人／1回
教室生柔道大会（鴻ノ池少年柔道大会）	予定人員	50人
• 柔道教室（中学生～一般）		
毎週 火・木・土	130回	50人／1回
• 柔道教室（親子体験）		
月2回 木	24回	5人／1回
• 少年柔道審判講習会（1回）	予定人員	30人
• 少年柔道研修会（2日間）	予定人員	100人
• 武道体験教室（1回）	予定人員	100人

〈奈良市弓道場〉

• 弓道教室（高校生～一般）		
毎週 土	47回	120人／1回
• 弓道教室（中学生・高校生）		
毎週 月・金	90回	10人／1回

〈奈良市中央武道場、奈良市中央第二武道場、奈良市弓道場〉

- ・第39回奈良市武道土用稽古会・参禅会（3日間） 予定人員 1,300人
- ・第42回奈良市武道寒稽古会・参禅会（3日間） 予定人員 1,100人

#### 【施設管理運営事業】

##### ① 事業内容

管理施設の設置目的を達成するため、施設の適正かつ効率的な管理運営を行う。

##### ② 管理施設

〈奈良市鴻ノ池球場〉

〈奈良市緑ヶ丘球場〉

〈奈良市中央体育館〉

〈奈良市中央第二体育館〉

〈奈良市南部生涯スポーツセンター体育館〉

〈奈良市西部生涯スポーツセンター体育館〉

〈奈良市鴻ノ池陸上競技場〉

〈奈良市青山プール〉

〈奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール〉

〈奈良市柏木コート〉

〈奈良市黒谷コート〉

〈奈良市平城第一コート〉

〈奈良市平城第二コート〉

〈奈良市青山コート〉

〈奈良市佐保山コート〉

〈奈良市鴻ノ池コート〉

〈奈良市西部生涯スポーツセンターコート〉

〈奈良市南部生涯スポーツセンターコート〉

〈奈良市柏木球技場〉

〈奈良市黒谷球技場〉

〈奈良市平城第一球技場〉

〈奈良市平城第二球技場〉

〈奈良市中ノ川球技場〉

〈奈良市奈良阪球技場〉

〈奈良市登美ヶ丘球技場〉

〈奈良市西部生涯スポーツセンター球技場〉

〈奈良市南部生涯スポーツセンター球技場〉

〈奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場〉

〈奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート〉

〈奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス〉

〈奈良市中央武道場〉

〈奈良市中央第二武道場〉

〈奈良市弓道場〉

〈奈良市鴻ノ池相撲場〉

### (3) まちづくり振興事業グループ

#### 【ならまち振興事業】

##### ○ 文化振興事業

- ・ギャラリー「格子の家」展示
- ・ならまちナイトスクーリング

##### ○ 地域活性化事業

- ・デッサン能・上方舞
- ・ならまちわらべうたフェスタ
- ・ならまちお尋ね処

##### ○ 広報啓発事業

- ・ならまち散策マップ作成
- ・ならまち八景普及事業

##### ○ 受託事業

- ・ならまちナイトカルチャー開催業務委託
- ・出前カルチャー開催業務委託
- ・ならまち町家バンク業務委託

〈奈良市ならまちセンター〉

- ならまち文化講演会
- ならまち篝火コンサート
- ならまち“いきいき”フェスティバル
- ならまち落語会

〈奈良市音声館〉

○ならまちわらべうた教室

- お母さんと一緒にクラス（1・2歳児と保護者／3クラス／年26回）
- 幼児クラス（3歳児／4・5歳児／2クラス／年26回）
- 小学生クラス（1クラス／年26回）
- いきいきクラス（50歳以上／2クラス／年11回）

○劇団「良弁杉」

- 創作ミュージカル『二月堂良弁杉』定期公演（年2日×2公演）
- “エントランス小劇場”大紙芝居定期公演（年4日×2公演）
- 奈良の民話ミュージカル定期公演（年1日×2公演）
- 出張公演（学校園、自治体他）
- 上記に伴う稽古（年60回）

○わらべうた採譜・普及事業

- わらべうた探検隊（1泊2日／小学生クラス対象）
- わらべうた遊び指導講師派遣（学校園他）

○エントランスコンサート

- エントランスコンサート（年12回）
- やわらぎコンサート（年25回）

○エントランスギャラリー

- 音声館ギャラリー（年20回）
- ギャラリー制作教室（年6回）

○音楽を楽しもう！

- 楽しく！コーラス（練習・年36回／発表会・年1回）
- 子ども邦楽教室～三味線～（稽古・年12回／発表会・年1回）

- ・子ども邦楽教室～尺八～（稽古・年13回／発表会・年1回）
- ・子ども邦楽教室～箏～（稽古・年12回／発表会・年1回）
- 音声館広報事業
- 日本の伝統文化を学ぼう
- ・音声館お茶サークル（稽古・年12回／茶会・年4回）

〈なら工藝館〉

- ・子ども工芸教室
- ・工芸フェスティバル
- ・奈良工芸後継者育成事業
- ・制作体験教室
- ・工芸品等斡旋販売

〈入江泰吉記念奈良市写真美術館〉

○ 展示事業

- ・4月6日（土）～6月30日（日）
 

「写真集でたどる入江泰吉の軌跡 一前期（戦後から昭和45年まで）一」展  
   入江泰吉の大和路の軌跡を写真集からたどる企画展の前期編を開催する。
- ・7月6日（土）～9月29日（日）
 

「ミスター・ウェット・イリエ」展  
   入江の作風の代名詞でもある霧、雨上がり、靄などの代表作で展示構成する。  
 「入江泰吉の文楽」展  
   写真家として入江の出世作となった文楽作品を取り上げる。
- ・10月5日（土）～12月23日（月・祝）
 

「写真集でたどる入江泰吉の軌跡 一後期（昭和45年から平成4年まで）一」展  
   入江泰吉の大和路の軌跡を写真集からたどる企画展の後期編を開催する。
- ・平成26年1月4日（土）～平成26年3月16日（日）
 

「入江泰吉 お水取り」展  
   十二人目の練行衆とうたわれた入江のお水取り作品を取り上げる。

- ・平成26年3月21日（金・祝）～

「入江泰吉 花と造形」展

入江作品あまり知られていない造形シリーズと花を取り上げて展示構成する。

○ 作品保存事業

- ・収蔵カラーフィルムの劣化抑制処理

カビ・汚れを取り除く水洗処理、劣化フィルムを復原するDIP処理などを行う。

- ・長期保存用印画紙による主要作品のプリント

展覧会の企画に応じて制作する。

○ ハイビジョンギャラリー等運営事業

- ・ハイビジョンギャラリーの運営

- ・ミュージアムショップの運営

○ 調査・研究・普及・連携事業

- ・入江泰吉作品、奈良市写真史の基礎調査及び研究

- ・工藤利三郎作品の基礎調査及び研究

2008年に国の登録有形文化財として登録された工藤利三郎ガラス原板の基礎調査及び研究を行う。

- ・写真講座、ワークショップ等による写真普及活動

(応募者対象)

1. 年間・高畠フィルム写真俱楽部	9回	20人×1クラス
2. 年間・高畠デジタル写真俱楽部	9回	30人×5クラス
3. これだけは知っておきたい写真講座	4回	20人×2クラス
4. 初心者のためのデジタルカメラ教室（撮影編）	4回	20人×2クラス
5. 親子で作るピンホールカメラ教室	2回	15組×1クラス
6. 初心者のためのデジタルカメラ教室（応用編）	4回	20人×2クラス

(一般対象)

1. 記念写真の撮りかたワンポイントアドバイス
2. 写真の撮りかたワンポイントアドバイス
3. 夕景・夜景の撮りかたワンポイントアドバイス
4. 秋の撮りかたワンポイントアドバイス
5. 花の撮りかたワンポイントアドバイス

- 自主講座

(応募者対象)

「入江泰吉の眼を歩く」

1回 30人

入江泰吉の作品制作地を訪ね、写真家の心を追体験する。

- 小・中学校への出前授業、公民館等の施設でのミニ展示及び講座
- 博物館実習生の受入れ
- 中学生職場体験の受入れ
- 高畠界隈周辺マップの作成（周辺施設との連携）
- 各種イベント

ミュージアムコンサートを年2回開催する。

ふらデコを年10回開催する。

高畠芸術サロンを開催する。

- 奈良トライアングルミュージアムズ

奈良国立博物館、奈良県立美術館、写真美術館が連携して実施する。

- 万葉普及コンソーシアム事業

大阪府立大学、高岡市万葉歴史館、写真美術館が連携して実施する。

## ○ 入江泰吉広報事業

- 4月10日（水）～5月12日（日）

「入江泰吉写真展」（万葉普及コンソーシアム事業の一環として）

高岡市万葉歴史館（富山県高岡市）

- 4月10日（水）～5月12日（日）

「入江泰吉と奈良を愛した文士たち」展

高志の国文学館（富山県富山市）

- 4月12日（金）～5月26日（日）

「入江泰吉の東大寺」展

姫路市書写の里・美術工芸館（兵庫県姫路市）

- 入江泰吉賞の募集

写真家・入江泰吉の名を冠とした入江泰吉賞を創設、隔年で開催する。

- 入江泰吉旧居の広報活動

平成26年度開館に向けて広報活動を展開する。

## 【都祁地域振興事業】

### (文化振興事業)

#### ○ 音楽の里づくり事業 ～次世代アーティストを発掘！～

- ・つげファミリーブラスバンド（小学生の部）の育成
- ・地元中学校への出前指導（アウトリーチ）
- ・ワークショップ&合同演奏会

・市民吹奏楽団（Y. S. K. シンフォニックアンサンブル）との協賛事業

#### ○ おはなし会（ブラックシアター、絵本・紙芝居読み聞かせ、新刊紹介等）

#### ○ 高齢者＆子ども対象教室

- ・健康づくり、体力づくりを目的として開催
- ・趣味を活かした物づくり＆野外体験教室等

## 【施設管理運営事業】

### ① 事業内容

管理施設の設置目的を達成するため、施設の適正かつ効率的な管理運営を行う。

### ② 管理施設

〈奈良市ならまちセンター〉

〈奈良市音声館〉

〈なら工藝館〉

〈入江泰吉記念奈良市写真美術館〉

〈奈良市ならまち格子の家〉

〈奈良市都祁交流センター〉

〈奈良市都祁体育館〉

〈奈良市都祁生涯スポーツセンターコート〉

〈奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場〉

〈奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート〉

〈奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス〉

# 収支予算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	15	15	0	
基本財産受取利息	15	15	0	
② 特定資産運用益	20	8	12	
特定資産受取利息	20	8	12	
③ 受取入会金	195	195	0	
受取入会金	195	195	0	
④ 受取会費	37,881	37,906	△ 25	
受取会費	37,881	37,906	△ 25	
⑤ 事業収益	167,495	227,317	△ 59,822	
入場料収益	69,600	58,693	10,907	
観覧料収益	0	500	△ 500	
共催金収益	7,539	8,487	△ 948	
受講料収益	76,882	83,703	△ 6,821	
協賛金収益	1,980	880	1,100	
参加費収益	1,910	1,222	688	
普及事業収益	20	0	20	
小売業収益	8,723	50,829	△ 42,106	
食料品製造業収益	0	22,250	△ 22,250	
受取手数料	0	260	△ 260	
農地管理事業収益	0	93	△ 93	
その他収益	841	400	441	
⑥ 受取補助金等	1,417,404	1,398,453	18,951	
受取指定管理料	1,272,864	1,242,415	30,449	
受取地方公共団体補助金	122,740	130,000	△ 7,260	
事業受託収益	18,900	17,900	1,000	
受取民間助成金	2,900	8,138	△ 5,238	
⑦ 受取負担金	38,813	39,052	△ 239	
受取負担金	38,813	39,052	△ 239	
⑧ 受取寄付金	6,300	24,415	△ 18,115	
受取寄付金	6,300	24,415	△ 18,115	
⑨ 雑収益	6,026	6,614	△ 588	
受取利息	114	122	△ 8	
雑収益	5,912	6,492	△ 580	
経常収益計	1,674,149	1,733,975	△ 59,826	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
(2) 経常費用				
① 事業費	1,627,597	1,672,687	△ 45,090	
役員報酬	96	60	36	
給料手当	575,063	591,361	△ 16,298	
臨時雇賃金	20,378	29,288	△ 8,910	
福利厚生費	103,513	103,911	△ 398	
旅費交通費	2,471	2,504	△ 33	
通信運搬費	9,003	10,977	△ 1,974	
減価償却費	77	863	△ 786	
消耗什器備品費	898	1,083	△ 185	
消耗品費	25,960	33,703	△ 7,743	
修繕費	7,526	6,537	989	
印刷製本費	19,921	24,471	△ 4,550	
燃料費	2,932	3,093	△ 161	
光熱水料費	264,737	247,770	16,967	
賃借料	45,129	47,878	△ 2,749	
保険料	9,225	9,653	△ 428	
諸謝金	47,945	44,723	3,222	
租税公課	34,699	2,986	31,713	
支払負担金	3,806	4,127	△ 321	
支払助成金	66,763	67,630	△ 867	
支払寄付金	351	0	351	
委託費	366,311	376,597	△ 10,286	
会議費	233	301	△ 68	
支払手数料	10,913	10,505	408	
広告宣伝費	2,718	3,764	△ 1,046	
仕入	1,800	7,600	△ 5,800	
材料費	0	26,954	△ 26,954	
製造経費	0	9,203	△ 9,203	
原材料費	1,106	1,106	0	
医薬材料費	1,374	1,374	0	
雑費	2,649	2,665	△ 16	
② 管理費	52,325	60,550	△ 8,225	
役員報酬	6,364	6,368	△ 4	
給料手当	29,351	27,518	1,833	
臨時雇賃金	1,673	2,759	△ 1,086	
福利厚生費	6,417	6,049	368	
旅費交通費	116	175	△ 59	
通信運搬費	550	623	△ 73	
減価償却費	88	235	△ 147	
消耗什器備品費	0	400	△ 400	
消耗品費	533	1,179	△ 646	
印刷製本費	80	1,602	△ 1,522	
燃料費	35	34	1	
賃借料	3,008	2,716	292	
保険料	10	0	10	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
諸謝金	720	720	0	
租税公課	121	104	17	
支払負担金	147	167	△ 20	
委託費	2,883	9,365	△ 6,482	
支払手数料	229	436	△ 207	
交際費	0	100	△ 100	
経常費用計	1,679,922	1,733,237	△ 53,315	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,773	738	△ 6,511	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 5,773	738	△ 6,511	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 5,773	738	△ 6,511	
当期一般正味財産増減額	△ 5,773	738	△ 6,511	
一般正味財産期首残高	50,181	412	49,769	
一般正味財産期末残高	44,408	1,150	43,258	
II 指定正味財産増減の部				
① 受取寄付金	0	141,886	△ 141,886	
受取寄付金	0	141,886	△ 141,886	
② 一般正味財産への振替額	6,300	14,301	△ 8,001	
一般正味財産への振替額	6,300	14,301	△ 8,001	
当期指定正味財産増減額	△ 6,300	127,585	△ 133,885	
指定正味財産期首残高	93,804	3,000	90,804	
指定正味財産期末残高	87,504	130,585	△ 43,081	
III 正味財産期末残高	131,912	131,735	177	

# 予 定 貸 借 対 照 表

平成26年3月31日

(単位:千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
<b>I 資産の部</b>				
1. 流動資産				
現金預金	60,866	108,688	△ 47,822	
現金	390	570	△ 180	
普通預金	59,065	106,058	△ 46,993	
郵便貯金	1,411	2,060	△ 649	
未収金	140	5,966	△ 5,826	
前払金	2,037	1,873	164	
売掛金	0	600	△ 600	
流動資産合計	63,043	117,127	△ 54,084	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000	50,000	0	
基本財産合計	50,000	50,000	0	
(2) 特定資産				
減価償却引当預金	2,613	2,645	△ 32	
書道芸術振興積立金	37,504	43,804	△ 6,300	
永年在会給付事業積立預金	21,101	18,901	2,200	
運営基金積立準備預金	6,577	6,382	195	
共済事業引当預金	4,328	4,813	△ 485	
記念事業費積立預金	8,039	4,089	3,950	
特定資産合計	80,162	80,634	△ 472	
(3) その他の固定資産				
車両運搬具	109	182	△ 73	
什器備品	53	141	△ 88	
その他固定資産合計	162	323	△ 161	
固定資産合計	130,324	130,957	△ 633	
資産合計	193,367	248,084	△ 54,717	
<b>II 負債の部</b>				
1. 流動負債				
買掛金	0	1,700	△ 1,700	
仮受金	1,500	6,500	△ 5,000	
未払金	46,445	46,133	312	
預り金	13,510	49,766	△ 36,256	
流動負債合計	61,455	104,099	△ 42,644	
2. 固定負債				
固定負債合計	0	0	0	
負債合計	61,455	104,099	△ 42,644	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	87,504	93,804	△ 6,300	
指定正味財産合計	87,504	93,804	△ 6,300	
(うち基本財産への充当額)	(50,000)	(50,000)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(37,504)	(43,804)	(△6,300)	
2. 一般正味財産	44,408	50,181	△ 5,773	
(うち特定資産への充当額)	(44,296)	(36,831)	(7,465)	
正味財産合計	131,912	143,985	△ 12,073	
負債及び正味財産合計	193,367	248,084	△ 54,717	

# 予定正味財産増減計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	15	39	△ 24	
基本財産受取利息	15	39	△ 24	
② 特定資産運用益	20	5	15	
特定資産受取利息	20	5	15	
③ 受取入会金	195	205	△ 10	
受取入会金	195	205	△ 10	
④ 受取会費	37,881	38,262	△ 381	
受取会費	37,881	38,262	△ 381	
⑤ 事業収益	167,495	198,100	△ 30,605	
入場料収益	69,600	41,049	28,551	
観覧料収益	0	103	△ 103	
共催金収益	7,539	7,453	86	
受講料収益	76,882	76,965	△ 83	
協賛金収益	1,980	1,000	980	
参加費収益	1,910	1,288	622	
普及事業収益	20	0	20	
小売業収益	8,723	42,488	△ 33,765	
食料品製造業収益	0	27,029	△ 27,029	
受取手数料	0	235	△ 235	
農地管理事業収益	0	90	△ 90	
その他収益	841	400	441	
⑥ 受取補助金等	1,417,404	1,358,264	59,140	
受取指定管理料	1,272,864	1,221,321	51,543	
受取地方公共団体補助金	122,740	114,191	8,549	
事業受託収益	18,900	17,652	1,248	
受取民間助成金	2,900	5,100	△ 2,200	
⑦ 受取負担金	38,813	31,615	7,198	
受取負担金	38,813	31,615	7,198	
⑧ 受取寄付金	6,300	63,486	△ 57,186	
受取寄付金	6,300	63,486	△ 57,186	
⑨ 雑収益	6,026	6,720	△ 694	
受取利息	114	102	12	
雑収益	5,912	6,618	△ 706	
経常収益計	1,674,149	1,696,696	△ 22,547	

科 目	当 年 度	前 年 度	增 減	備 考
(2) 経常費用				
① 事業費	1,627,597	1,602,108	25,489	
役員報酬	96	60	36	
給料手当	575,063	575,343	△ 280	
臨時雇賃金	20,378	35,255	△ 14,877	
福利厚生費	103,513	99,176	4,337	
旅費交通費	2,471	2,009	462	
通信運搬費	9,003	11,270	△ 2,267	
減価償却費	77	433	△ 356	
消耗什器備品費	898	1,431	△ 533	
消耗品費	25,960	25,825	135	
修繕費	7,526	6,051	1,475	
印刷製本費	19,921	20,129	△ 208	
燃料費	2,932	3,080	△ 148	
光熱水料費	264,737	250,747	13,990	
賃借料	45,129	44,181	948	
保険料	9,225	9,030	195	
諸謝金	47,945	43,584	4,361	
租税公課	34,699	1,787	32,912	
支払負担金	3,806	4,031	△ 225	
支払助成金	66,763	56,171	10,592	
支払寄付金	351	2,598	△ 2,247	
委託費	366,311	360,080	6,231	
会議費	233	272	△ 39	
支払手数料	10,913	7,627	3,286	
広告宣伝費	2,718	2,494	224	
仕入	1,800	20,152	△ 18,352	
材料費	0	6,621	△ 6,621	
製造経費	0	8,631	△ 8,631	
原材料費	1,106	1,100	6	
医薬材料費	1,374	1,374	0	
雑費	2,649	1,566	1,083	
② 管理費	52,325	44,873	7,452	
役員報酬	6,364	1,621	4,743	
給料手当	29,351	20,409	8,942	
臨時雇賃金	1,673	1,702	△ 29	
福利厚生費	6,417	3,926	2,491	
旅費交通費	116	175	△ 59	
通信運搬費	550	623	△ 73	
減価償却費	88	235	△ 147	
消耗什器備品費	0	400	△ 400	
消耗品費	533	1,179	△ 646	
印刷製本費	80	2,684	△ 2,604	
燃料費	35	34	1	
賃借料	3,008	3,275	△ 267	
保険料	10	39	△ 29	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
諸謝金	720	720	0	
租税公課	121	134	△ 13	
支払負担金	147	137	10	
委託費	2,883	7,144	△ 4,261	
支払手数料	229	436	△ 207	
経常費用計	1,679,922	1,646,981	32,941	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,773	49,715	△ 55,488	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 5,773	49,715	△ 55,488	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
① 車両運搬具売却益	0	90	△ 90	
経常外収益計	0	90	△ 90	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	90	△ 90	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 5,773	49,805	△ 55,578	
当期一般正味財産増減額	△ 5,773	49,805	△ 55,578	
一般正味財産期首残高	50,181	376	49,805	
一般正味財産期末残高	44,408	50,181	△ 5,773	
II 指定正味財産増減の部				
① 受取寄付金	0	137,958	△ 137,958	
受取寄付金	0	137,958	△ 137,958	
② 一般正味財産への振替額	6,300	47,154	△ 40,854	
一般正味財産への振替額	6,300	47,154	△ 40,854	
当期指定正味財産増減額	△ 6,300	90,804	△ 97,104	
指定正味財産期首残高	93,804	3,000	90,804	
指定正味財産期末残高	87,504	93,804	△ 6,300	
III 正味財産期末残高	131,912	143,985	△ 12,073	

## 平成25年度奈良市一般会計予算

平成25年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ123,440,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、

期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1. 市 税		51,866,427 <small>千円</small>
	1. 市 民 税	26,040,396
	2. 固 定 資 産 税	19,280,646
	3. 軽 自 動 車 税	415,918
	4. 市 た ば こ 税	1,989,251
	5. 特 別 土 地 保 有 税	265
	6. 入 湯 税	7,005
	7. 事 業 所 税	955,317
	8. 都 市 計 画 税	3,177,629
2. 地 方 讓 与 税		840,000
	1. 地 方 挿 発 油 讓 与 税	260,000
	2. 自 動 車 重 量 讓 与 税	580,000
3. 利 子 割 交 付 金		270,000
	1. 利 子 割 交 付 金	270,000
4. 配 当 割 交 付 金		280,000
	1. 配 当 割 交 付 金	280,000
5. 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金		80,000
	1. 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	80,000
6. 地 方 消 費 税 交 付 金		3,100,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	3,100,000
7. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		300,000
	1. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	300,000
8. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		300,000
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	300,000

款	項	金額
9. 国有提供施設等所在市町村助成交付金		4,015 千円
	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	4,015
10. 地方特例交付金		240,000
	1. 地方特例交付金	240,000
11. 地方交付税		15,700,000
	1. 地方交付税	15,700,000
12. 交通安全対策特別交付金		70,000
	1. 交通安全対策特別交付金	70,000
13. 分担金及び負担金		1,377,027
	1. 分担金	3,418
14. 使用料及び手数料		1,373,609
	1. 使用料	2,295,118
		1,561,856
	2. 手数料	733,262
15. 国庫支出金		21,421,382
	1. 国庫負担金	17,889,776
	2. 国庫補助金	920,468
	3. 国庫委託金	113,211
	4. 国庫交付金	2,497,927
16. 県支出金		5,804,165
	1. 県負担金	4,244,042
	2. 県補助金	1,361,175
	3. 県委託金	171,807
	4. 県交付金	27,141

款	項	金額
17. 財産収入		1,417,580 千円
	1. 財産運用収入	122,540
	2. 財産売扱収入	1,295,040
18. 寄附金		106,500
	1. 寄附金	106,500
19. 繰入金		445,014
	1. 基金繰入金	445,014
20. 諸収入		2,417,972
	1. 延滞金・加算金及び過料	378,985
	2. 預金利子	3,410
	3. 貸付金元利収入	1,346,985
	4. 雜入	688,592
21. 市債		15,104,800
	1. 市債	15,104,800
歳入合計		123,440,000

### 歳出

款	項	金額
1. 議会費		753,496 千円
	1. 議会費	753,496
2. 総務費		14,748,196
	1. 総務管理費	11,307,622
	2. 企画費	1,349,824
	3. 徴税費	1,134,368

款	項	金額
	4. 戶籍住民費 基 本 台 帳 費	450,856 千円
	5. 選 挙 費	391,347
	6. 統 計 調 査 費	34,259
	7. 監 査 委 員 費	79,920
3. 民 生 費		49,954,267
	1. 社 会 福 祉 費	20,362,067
	2. 児 童 福 祉 費	16,300,209
	3. 生 活 保 護 費	13,225,359
	4. 國 民 年 金 費 事 務 費	66,632
4. 衛 生 費		10,826,457
	1. 保 健 衛 生 費	2,055,957
	2. 保 健 所 費	1,783,130
	3. 清 掃 費	5,615,854
	4. 上 水 道 費	1,371,516
5. 勞 勵 費		131,658
	1. 勞 勵 諸 費	131,658
6. 農 林 水 產 業 費		476,894
	1. 農 林 費	476,894
7. 商 工 費		1,551,202
	1. 商 工 費	1,551,202
8. 觀 光 費		1,167,652
	1. 觀 光 費	1,167,652
9. 土 木 費		10,865,724
	1. 土 木 管 理 費	236,764
	2. 道 路 橋 梁 費	2,672,044

款	項	金額
	3. 河 川 費	393,276 千円
	4. 都 市 計 画 費	7,154,464
	5. 住 宅 費	409,176
10. 消 防 費		3,981,231
	1. 消 防 費	3,981,231
11. 教 育 費		11,160,300
	1. 教 育 総 務 費	2,718,375
	2. 小 学 校 費	1,190,593
	3. 中 学 校 費	2,214,169
	4. 高 等 学 校 費	971,064
	5. 幼 稚 園 費	1,620,735
	6. 社 会 教 育 費	1,322,299
	7. 保 健 体 育 費	1,123,065
12. 災 害 復 旧 費		37,000
	1. 農 林 水 產 業 施 設 費	5,000
	2. 土木施設災害復旧費	32,000
13. 公 債 費		17,475,981
	1. 公 債 費	17,475,981
14. 諸 支 出 金		259,942
	1. 地 元 公 共 事 業 基 金	34,576
	2. 財 政 調 整 基 金	2,000
	3. 減 債 基 金	223,366
15. 予 備 費		50,000
	1. 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		123,440,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
共通基盤・総合税システム導入経費	平成25年度から 平成36年度まで	千円 2,700,000
税額通知書印刷等経費	平成25年度から 平成26年度まで	7,200
老人福祉施設等整備費補助事業	平成25年度から 平成26年度まで	572,815
新斎苑用地測量業務委託	平成25年度から 平成26年度まで	20,000
新斎苑環境評価業務委託	平成25年度から 平成26年度まで	60,000
奈良県動物愛護センター周辺環境整備 負担金	平成25年度から 平成29年度まで	84,030
平成19年度までの中小企業資金融資 に伴う損失補償	平成25年度から 返済終了年度まで	平成24年度末における損失 補償付き中小企業資金融資 残高から、これに対する中 小企業信用保険による保険 金を減じた額に代位弁済時 の利息を加えた額
六条奈良阪線街路整備事業	平成25年度から 平成29年度まで	1,000,000
世界遺産包括的保存管理計画策定業務	平成25年度から 平成26年度まで	4,600

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎等施設整備事業	720,700 千円	普通貸借 又は 債券発行	5. 0%以内 (利率見直し 方式により当 該利率の見直 しを行った後 においては、 見直し後の利 率とする。)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合には、 その債権者との 協定による。ただし、 市財政の都合により 据置期間を短縮し、 もしくは繰上償還又 は低利に借換える ことができる。
文化振興施設整備事業	40,500	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	10,000	〃	〃	〃
福祉施設整備事業	138,800	〃	〃	〃
環境改善事業	7,000	〃	〃	〃
保健衛生施設整備事業	33,400	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	178,000	〃	〃	〃
労働福祉施設整備事業	4,000	〃	〃	〃
土地基盤整備事業	69,800	〃	〃	〃
観光施設整備事業	334,600	〃	〃	〃
道路事業	1,198,500	〃	〃	〃
河川事業	190,500	〃	〃	〃
都市計画事業	1,096,300	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	5,800	〃	〃	〃
消防施設整備事業	254,700	〃	〃	〃
義務教育施設整備事業	1,446,100	〃	〃	〃
高等学校施設整備事業	6,000	〃	〃	〃
幼稚園施設整備事業	109,100	〃	〃	〃
社会教育施設整備事業	56,700	〃	〃	〃
災害復旧事業	34,300	〃	〃	〃
退職手当	2,090,000	〃	〃	〃
臨時財政対策	7,080,000	〃	〃	〃
計	15,104,800			

## 平成25年度奈良市下水道事業費 特別会計予算

平成25年度奈良市の下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,523,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		25,508 千円
	1. 分 担 金	7,155
	2. 負 担 金	18,353
2. 使用料及び手数料		3,910,140
	1. 使 用 料	3,909,960
	2. 手 数 料	180
3. 国庫支出金		279,148
	1. 国庫交付金	279,148
4. 県支出金		15,848
	1. 県補助金	15,848
5. 財産収入		16
	1. 財産運用収入	16
6. 繰入金		2,468,604
	1. 一般会計繰入金	2,465,754
	2. 基金繰入金	2,850
7. 諸収入		36
	1. 貸付回収金	36
8. 市債		1,823,900
	1. 市債	1,823,900
歳入合計		8,523,200

## 歳 出

款	項	金額
1. 下水道事業費		4,007,584 千円
	1. 下水道費	2,964,984
	2. 下水管渠費	901,100
	3. 大和川流域下水道整備事業費	141,500
2. 農業集落排水事業費		254,116
	1. 農業集落排水費	100,616
	2. 農業集落排水施設整備費	153,500
3. 公債費		4,261,500
	1. 公債費	4,261,500
歳出合計		8,523,200

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資斡旋事業に伴う利子補給（公共下水道分）	平成25年度から平成29年度まで	融資総額33,000千円を限度とする年利1.35%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償（公共下水道分）	平成25年度から平成29年度まで	金融機関からの借入総額33,000千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額
水洗便所改造資金融資斡旋事業に伴う利子補給（農業集落排水処理施設分）	平成25年度から平成29年度まで	融資総額11,100千円を限度とする年利1.35%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償（農業集落排水処理施設分）	平成25年度から平成29年度まで	金融機関からの借入総額11,100千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 事 業	千円 1,823,900	普通貸借 又 は 債券発行	5. 0 %以内 (利率見直し 方式により当 該利率の見直 しを行った後 においては、 見直し後の利 率とする。)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合には、 その債権者との 協定による。ただし、 市財政の都合により 据置期間を短縮し、 もしくは繰上償還又 は低利に借換える ことができる。

## 平成25年度奈良市住宅新築資金等 貸付金特別会計予算

平成25年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 繰 入 金		6,260 <small>千円</small>
	1. 一般会計繰入金	6,260
2. 諸 収 入		13,740
	1. 雜 入	13,740
歳 入 合 計		20,000

歳 出

款	項	金額
1. 住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 費		6,260 <small>千円</small>
	1. 総務管理費	6,260
2. 公 債 費		13,740
	1. 公債費	13,740
歳 出 合 計		20,000

## 平成25年度奈良市国民健康保険 特別会計予算

平成25年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,800,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1. 国民健康保険料		8,781,195 千円
	1. 国民健康保険料	8,781,195
2. 使用料及び手数料		120
	1. 手 数 料	120
3. 国庫支出金		8,623,368
	1. 国庫負担金	6,938,458
	2. 国庫補助金	1,684,910
4. 療養給付費交付金		1,347,478
	1. 療養給付費交付金	1,347,478
5. 前期高齢者交付金		10,200,000
	1. 前期高齢者交付金	10,200,000
6. 県支出金		1,791,168
	1. 県負担金	242,847
	2. 県補助金	1,548,321
7. 共同事業交付金		3,899,600
	1. 共同事業交付金	3,899,600
8. 財産収入		400
	1. 財産運用収入	400
9. 繰入金		2,122,100
	1. 一般会計繰入金	2,122,100
10. 諸収入		34,571
	1. 延滞金及び過料	61
	2. 預金利息	10
	3. 雜入	29,700
	4. 療養費等指定公費返還金	4,800
歳入合計		36,800,000

歳 出

款	項	金額
1. 総務費		360,045 千円
	1. 総務管理費	285,429
	2. 賦課徴収費	73,936
	3. 運営協議会費	680
2. 保険給付費		25,192,502
	1. 給付諸費	25,192,502
3. 老人保健拠出金		1,300
	1. 老人保健拠出金	1,300
4. 後期高齢者支援金等		4,900,500
	1. 後期高齢者支援金等	4,900,500
5. 前期高齢者納付金等		5,500
	1. 前期高齢者納付金等	5,500
6. 介護納付金		2,034,000
	1. 介護納付金	2,034,000
7. 共同事業拠出金		3,899,630
	1. 共同事業拠出金	3,899,630
8. 保健事業費		309,323
	1. 特定健康診査等事業費	276,152
	2. 保健事業費	33,171
9. 基金積立金		400
	1. 基金積立金	400
10. 公債費		50,500
	1. 公債費	50,500
11. 諸支出金		45,800
	1. 還付及び還付加算金	41,000
	2. 療養費等指定公費立替金	4,800

款	項	金額
12. 予 備 費		500 千円
	1. 予 備 費	500
歳 出 合	計	36,800,000

## 平成25年度奈良市土地区画 整理事業特別会計予算

平成25年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,433,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1. 国 庫 支 出 金		32,700 千円
	1. 国 庫 交 付 金	32,700
2. 繰 入 金		958,734
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	958,734
3. 諸 収 入		766
	1. 雜 入	766
4. 市 債		441,600
	1. 市 債	441,600
歳 入 合 計		1,433,800

## 歳 出

款	項	金額
1. 西 大 寺 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費		408,000 千円
	1. 西 大 寺 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費	408,000
2. J R 奈 良 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費		216,600
	1. J R 奈 良 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費	216,600
3. 公 債 費		809,200
	1. 公 債 費	809,200
歳 出 合 計		1,433,800

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
西大寺駅南地区 土地区画整理事業	千円 315,500	普通貸借 又は 債券発行	5. 0%以内 (利率見直し 方式により当 該利率の見直 しを行った後 においては、 見直し後の利 率とする。)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合には、 その債権者との 協定による。ただし、 市財政の都合により 据置期間を短縮し、 もしくは繰上償還又 は低利に借換える ことができる。
J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業	126,100	〃	〃	〃
計	441,600			

## 平成25年度奈良市市街地再開発 事業特別会計予算

平成25年度奈良市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ348,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 繼 入 金		348,100 千円
	1. 一般会計繰入金	348,100
歳 入 合 計		348,100

歳 出

款	項	金額
1. 公 債 費		348,100 千円
	1. 公 債 費	348,100
歳 出 合 計		348,100

## 平成25年度奈良市公共用地 取得事業特別会計予算

平成25年度奈良市の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ340,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 繰 入 金		340,300 <sup>千円</sup>
	1. 一般会計繰入金	340,300
歳 入 合 計		340,300

歳 出

款	項	金額
1. 公 債 費		340,300 <sup>千円</sup>
	1. 公 債 費	340,300
歳 出 合 計		340,300

## 平成25年度奈良市駐車場事業 特別会計予算

平成25年度奈良市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ331,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		100,000 千円
	1. 使用料	100,000
2. 繰入金		231,158
	1. 一般会計繰入金	231,158
3. 諸収入		42
	1. 雜入	42
歳入合計		331,200

歳 出

款	項	金額
1. 駐車場事業費		95,450 千円
	1. 駐車場費	95,450
2. 公債費		235,750
	1. 公債費	235,750
歳出合計		331,200

## 平成25年度奈良市介護保険 特別会計予算

平成25年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,142,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1. 保 険 料		5,318,939 <sup>千円</sup>
	1. 介 護 保 険 料	5,318,939
2. 国 庫 支 出 金		5,325,745
	1. 国 庫 負 担 金	4,334,337
	2. 国 庫 補 助 金	991,408
3. 支 払 基 金 交 付 金		7,012,520
	1. 支 払 基 金 交 付 金	7,012,520
4. 県 支 出 金		3,571,360
	1. 県 負 担 金	3,487,213
	2. 県 補 助 金	84,147
5. 財 産 収 入		6,646
	1. 財 産 運 用 収 入	6,646
6. 繰 入 金		3,900,190
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	3,699,619
	2. 基 金 繰 入 金	200,571
7. 諸 収 入		6,600
	1. 雜 入	6,600
歳 入 合 計		25,142,000

歳 出

款	項	金額
1. 総務費		613,651 千円
	1. 総務管理費	329,182
	2. 賦課徴収費	19,957
	3. 介護認定審査会費	264,512
2. 保険給付費		24,066,310
	1. 介護サービス等諸費	24,066,310
3. 地域支援事業費		443,893
	1. 介護予防事業費	114,814
	2. 包括的支援事業費 2. 任意事業費	329,079
4. 基金積立金		6,646
	1. 基金積立金	6,646
5. 諸支出金		11,500
	1. 償還金及び還付加算金	11,500
歳出合計		25,142,000

## 平成25年度奈良市母子寡婦 福祉資金貸付金特別会計予算

平成25年度奈良市の母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 繰 入 金		507 <small>千円</small>
	1. 一般会計繰入金	507
2. 繰 越 金		10,126
	1. 繰 越 金	10,126
3. 諸 収 入		30,367
	1. 貸付金元利収入	30,167
	2. 雜 入	200
歳 入 合 計		41,000

歳 出

款	項	金額
1. 母子寡婦福祉資金費 貸付事業費		41,000 <small>千円</small>
	1. 総務管理費	11,697
	2. 貸付金	29,303
歳 出 合 計		41,000

## 平成25年度奈良市針テラス 事業特別会計予算

平成25年度奈良市の針テラス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		73,500 <small>千円</small>
	1. 使用料	73,500
2. 財産収入		117
	1. 財産運用収入	117
3. 繰入金		20,083
	1. 基金繰入金	20,083
歳入合計		93,700

歳 出

款	項	金額
1. 針テラス事業費		117 <small>千円</small>
	1. 針テラス事業費	117
2. 公債費		93,583
	1. 公債費	93,583
歳出合計		93,700

## 平成25年度奈良市後期高齢者医療 特別会計予算

平成25年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,870,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1. 後期高齢者医療保険料		3,882,336 千円
	1. 後期高齢者医療保険料	3,882,336
2. 使用料及び手数料		3
	1. 手 数 料	3
3. 繰 入 金		753,188
	1. 一般会計繰入金	753,188
4. 繰 越 金		25,000
	1. 繰 越 金	25,000
5. 諸 収 入		209,473
	1. 延滞金・加算金及び過料	1
	2. 償還金及び還付加算金	8,000
	3. 預 金 利 子	1
	4. 雜 入	201,471
歳 入 合 計		4,870,000

## 歳 出

款	項	金額
1. 総務費		50,650 千円
	1. 総務管理費	38,743
2. 徴 収 費		11,907
	1. 徵 収 費	
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金		4,617,880
	1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	4,617,880
3. 保健事業費		201,470
	1. 健康保持増進事業費	201,470
歳 出 合 計		4,870,000

## 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の 整理に関する条例の制定について

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定しようとする。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年奈良市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(奈良市総合福祉センター条例の一部改正)

第2条 奈良市総合福祉センター条例（昭和59年奈良市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）」に改める。

第11条第1号、第12条第2項第1号及び第14条第1号中「障害者自立支援法」を「法」に改める。

(奈良市障害者自立支援法施行条例の一部改正)

第3条 奈良市障害者自立支援法施行条例（平成18年奈良市条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第3条中「第77条第1項第2号」を「第77条第1項第6号」に改める。

第4条中「第77条第1項第3号」を「第77条第1項第8号」に改める。

第5条中「第77条第1項第4号」を「第77条第1項第9号」に改める。

(奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第5条 奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(参考)

## 議会の議員その他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例（抄）

(介護補償)

**第10条の2** 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

## 奈良市総合福祉センター条例（抄）

(事業)

**第9条** 生活介護みどりの家は、主として知的障がい者に係る次に掲げる事業を行う。

(1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護に係る事業の運営に関すること。

(利用の取消し)

**第11条** 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、前条の承認を取り消すことができる。

(1) 前条の承認を受けた者が、障害者自立支援法の規定による介護給付費等の支給決定を取り消されたとき。

## 第12条（利用料金）

2 前項の利用料金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第9条第1号の事業 障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に事業に要した費用（同条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは当該現に事業に要した費用の額）  
(事業)

**第14条** 生活介護やすらぎ広場は、主として身体障がい者に係る次に掲げる事業を行う。

(1) 障害者自立支援法第5条第7項に規定する生活介護に係る事業の運営に関すること。

## 奈良市障害者自立支援法施行条例（抄）

(趣旨)

**第1条** この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(日常生活用具給付事業に係る費用負担)

**第3条** 法第77条第1項第2号に規定する日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「日常生活用具」という。）の給付を受ける者又はその扶養義務者は、日常生活用具の購入に通常要する費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該日常生活用具の購入に要した費用の額を超えるときは、当該現に日常生活用具の購入に要した費用の額）の100分の10に相当する額を負担しなければならない。

(移動支援事業に係る費用負担)

**第4条** 法第77条第1項第3号に規定する移動支援事業を利用する者又はその扶養義務者は、移動支援事業の実施に通常要する費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該移動支援事業の実施に要した費用の額を超えるときは、当該現に移動支援事業の実施に要した費用の額）の100分の5に相当する額を負担しなければならない。

(地域活動支援センター機能強化事業に係る費用負担)

**第5条** 法第77条第1項第4号に規定する事業のうち、地域において雇用・就労が困難な障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供する事業を利用する者又はその扶養義務者は、当該事業の実施に通常要する費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該事業の実施に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業の実施に要した費用の額）の100分の5に相当する額を負担しなければならない。

## 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例（抄）

（対象者）

**第2条** この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住（学校教育法（昭和22年法律第26号）第80条に規定する学校に就学している者並びに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第1項の厚生労働省令で定める施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第2項に規定する医療保健施設に入所している者については、その者の保護者（親権を行う者又は後見人等をいう。）が本市に居住）し、かつ、次のいずれかに該当する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。

## 奈良市消防団員等公務災害補償条例（抄）

（介護補償）

**第9条の2** 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

## 奈良市債権管理条例の制定について

奈良市債権管理条例を次のように制定しようとする。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市債権管理条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 延滞金等（第7条・第8条）
- 第3章 強制徴収公債権（第9条）
- 第4章 非強制徴収公債権及び私債権（第10条・第11条）
- 第5章 雜則（第12条）

#### 附則

##### 第1章 総則

###### （目的）

第1条 この条例は、市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、その管理の適正化を図り、もって公平な市民負担の確保及び公正な行財政運営に資することを目的とする。

###### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権を除いたものをいう。
- (2) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の市の歳入に係る債権をいう。

- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権をいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (5) 私債権 市の債権のうち、公債権以外の債権をいう。
- (6) 債権管理者 市長及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者をいう。
- (7) 延滞金等 延滞金及び遅延利息等の履行の遅滞に係るその他の徴収金をいう。

(法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令並びに他の条例及び規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(債権管理者の責務)

第4条 債権管理者は、法令並びに条例及び規則の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 債権管理者は、市の債権を適正に管理するため、必要な事項を記載した台帳を整備しなければならない。

(督促)

第6条 債権管理者は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

## 第2章 延滞金等

(延滞金の徴収)

第7条 債権管理者は、公債権について、前条の規定による督促をしたときは、当該督促をした債権の金額に履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。

2 前項の場合において、履行期限内に履行されなかった債権の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 3 前2項の規定により計算した延滞金の金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 第1項に規定する年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 5 地方公営企業法の規定の全部又は一部が適用される事業に係るものについては、前各項の規定は、適用しない。

(延滞金等の免除)

第8条 債権管理者は、市の債権について、履行期限までに履行しなかったことについて特別の事情があると認めるときは、延滞金等を免除することができる。

### 第3章 強制徴収公債権

(滯納処分等)

- 第9条 債権管理者は、強制徴収公債権について、第6条の規定による督促を受けた者が指定した期限までに履行しないときは、法令の規定により、滯納処分を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、債権管理者は、法令に定める事由に該当するときは、徴収の猶予、換価の猶予又は滯納処分の停止を行うものとする。
  - 3 債権管理者は、強制徴収公債権について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の3及び第171条の4の定めるところにより、その保全及び取立てに関する措置をとるものとする。

### 第4章 非強制徴収公債権及び私債権

(強制執行等)

第10条 債権管理者は、非強制徴収公債権及び私債権（以下「非強制徴収公債権等」という。）について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、令第171条の2各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとる場合又は令第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 2 債権管理者は、非強制徴収公債権等について、令第171条の3及び第171条の4の定めるところにより、その保全及び取立てに関する措置をとるものとする。
- 3 債権管理者は、非強制徴収公債権等について、令第171条の5の規定による徴収停止、令第171条の6の規定による履行期限の延長及び令第171条の7の規定による

当該非強制徴収公債権等の債務の免除を行うことができる。

(債権の放棄)

第11条 債権管理者は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びこれに係る延滞金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これらに準ずる事情にあり、当該債権について徴収できる見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態にあり、当該債権について、履行させることが困難又は不適当であると認められるとき。
- (4) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えると見込まれるとき。
- (5) 私債権について消滅時効の時効期間が経過したとき。
- (6) 令第171条の2に規定する強制執行等又は令第171条の4に規定する債権の申出等の措置をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の措置又は債権の申出等の措置が終了したときにおいて、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行させることが困難又は不適当であると認められるとき。
- (7) 令第171条の5に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが困難又は不適当であると認められるとき。

第5章 雜則

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条及び附則第3項から第16項までの規定は、平成27年4月1日から施行する。

(適用範囲)

2 この条例は、平成25年3月31日までに履行期限が到来した市の債権についても適用する。

(経過措置)

3 平成27年3月31日までに履行期限が到来した公債権を、平成27年4月1日以後に履行した場合における第7条の規定の適用については、同条第1項中「履行期限」とあるのは、「平成27年4月1日」と読み替えるものとする。

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(奈良市国民健康保険条例の一部改正)

5 奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第19条中「2千円」を「2,000円」に、「千円」を「1,000円」に、「10.95パーセント」を「14.6パーセント」に改め、「相当する延滞金額」の次に「（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を加え、「10円」を「1,000円」に改める。

(奈良市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正後の奈良市国民健康保険条例第19条の規定は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）以後に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

(奈良市介護保険条例の一部改正)

7 奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「年10.95パーセント」を「、当該金額につき年14.6パーセント」に改め、「相当する延滞金額」の次に「（その額に100円未満の端数があると

きは、これを切り捨てる。)」を加え、「10円」を「1,000円」に改める。

(奈良市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 前項の規定による改正後の奈良市介護保険条例第8条第1項の規定は、施行日以後に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

(奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

- 9 奈良市後期高齢者医療に関する条例(平成20年奈良市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「10.95パーセント」を「14.6パーセント」に改め、「相当する延滞金額」の次に「(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を加え、「10円」を「1,000円」に改める。

(奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 前項の規定による改正後の奈良市後期高齢者医療に関する条例第5条第1項の規定は、施行日以後に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限が到来する普通徴収の方法により徴収する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

(奈良市道路占用料に関する条例の一部改正)

- 11 奈良市道路占用料に関する条例(昭和28年奈良市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

法第73条第1項の規定による督促を受けた者は、第3条の市長が指定する期日後に占用料を納付する場合においては、当該納付金額に、その指定する期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.5パーセント(当該指定する期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して納付しなければならない。

第6条第2項を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第6条に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(奈良市道路占用料に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

1 2 前項の規定による改正後の奈良市道路占用料に関する条例第6条及び附則第2項の規定は、施行日以後に市長が指定する期日が到来する占用料に係る延滞金について適用し、施行日前に市長が指定する期日が到来する占用料に係る延滞金については、なお従前の例による。

(奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

1 3 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

(延滞金)

第10条 受益者は、納付期日後に負担金を納付する場合においては、当該納付金額に、その納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第10条に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

14 前項の規定による改正後の奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第10条及び附則第3項の規定は、施行日以後に納付期日が到来する負担金に係る延滞金について適用し、施行日前に納付期日が到来する負担金に係る延滞金については、なお従前の例による。

（奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正）

15 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成6年奈良市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（延滞金）

第12条 受益者は、納付期日後に分担金を納付する場合においては、当該納付金額に、その納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

3 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同

項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

16 前項の規定による改正後の奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例第12条及び附則第3項の規定は、施行日以後に納付期日が到来する分担金に係る延滞金について適用し、施行日前に納付期日が到来する分担金に係る延滞金については、なお従前の例による。

(参考)

## 奈良市国民健康保険条例（抄）

(延滞金)

**第19条** 普通徴収に係る保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2千円以上（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年10.95パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもつて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が10円未満である場合においては、この限りでない。

## 奈良市介護保険条例（抄）

(延滞金)

**第8条** 普通徴収に係る保険料を納付すべき者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは年10.95パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもつて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が10円未満である場合においては、この限りでない。

## 奈良市後期高齢者医療に関する条例（抄）

(延滞金)

**第5条** 普通徴収に係る保険料を納付すべき者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）で

あるときは、当該金額につき年10.95パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が10円未満である場合においては、この限りでない。

## 奈良市道路占用料に関する条例（抄）

（延滞金の徴収）

**第6条** 法第73条第1項の規定による督促を受けた者が、その指定する納期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、延滞金を徴収する。

2 延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する金額とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 奈良市都市計画下水道事業 受益者負担に関する条例（抄）

（延滞金）

**第10条** 市長は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

## 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例（抄）

（延滞金）

**第12条** 市長は、第6条第2項の納付期日までに分担金を納付しない者があるときは、当該分担金の額にその納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

## 奈良市子ども・子育て会議条例の制定について

奈良市子ども・子育て会議条例を次のように制定しようとする。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市子ども・子育て会議条例

#### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定するもののほか、市長の諮問に応じて、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

#### (組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員若干人を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるものほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

子ども・子育て会議の委員	日額	10,000円
--------------	----	---------

## 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部改正について

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成15年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

田原バンビーホーム	奈良市横田町199番地の1 田原小学校内
柳生バンビーホーム	奈良市柳生下町138番地 柳生小学校内
興東バンビーホーム	奈良市須川町1, 424番地 興東小学校内
月ヶ瀬バンビーホーム	奈良市月ヶ瀬尾山2, 350番地の1 月ヶ瀬小学校内

### 附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

## 奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条の3に次のただし書を加える。

ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第8条の3に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第21条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額  
第12条の6の2に次のただし書を加える。

ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第12条の6の2に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第21条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

第12条の7に次のただし書を加える。

ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

第12条の7に次の1号を加える。

(3) 当該年度における第21条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額  
附則に次の1項を加える。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における第10条第1項の規定の適用については、同項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 奈良市介護保険条例の一部改正について

奈良市介護保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100人」を「125人以内」に改める。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(参考)

## 奈良市介護保険条例（抄）

(介護認定審査会の委員の定数)

**第2条** 奈良市介護認定審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、100人とする。

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる  
特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例の制定  
について

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手  
続等に関する条例を次のように制定しようとする。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、  
手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定に必要な基準、手続等に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「指定特定非営利活動法人」とは、指定（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）を、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。以下同じ。）を受けた特定非営利活動法人をいう。

(指定の申出)

第3条 地方税法第314条の7第3項の規定による申出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び市内に所在するその他の事務所（以下「その他市内事務所」という。）の所在地
- (2) 設立の年月日

### (3) 事業の内容

- 2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申出書を提出する特定非営利活動法人が、奈良県の地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例で定められている者又は奈良県内の他の市町村の同法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例で定められている者であり、かつ、市長が特に認める場合は、その一部を省略することができる。
- (1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申出に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）
- (2) 次条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- (4) その他規則で定める書類
- 3 前項第1号及び次条の「実績判定期間」とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。
- 4 市長は、第1項の申出書の提出があったときは、申出の日の翌日から起算して1月間、規則で定める場所において、当該申出書及び第2項第2号から第4号までに掲げる書類を公衆の縦覧に供するものとする。  
(指定のために必要な基準等)

第4条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。

- (1) 市内に事務所を有する特定非営利活動法人であること。
- (2) 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる

基準のいずれにも適合すること。

ア 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(ア) 実績判定期間における経常収入金額（aに掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（bに掲げる金額（規則で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、b及びcに掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が10分の1以上であること。

a 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。aにおいて同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の規則で定めるものの額を控除した金額

b 受け入れた寄附金の額の総額（第7号エにおいて「受入寄附金総額」という。）から1者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち規則で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の規則で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

c 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に第5号に規定する規則で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうちbに掲げる金額に達するまでの金額

(イ) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金に限る。（イ）及び（ウ）において同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が3,000円以上である場合の当該同一の者をいい、当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。（イ）において同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を1人とみなした数）の合計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が50以上あること。

(ウ) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が1,000円以上である場合の当該同一の者をいい、当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。ウにおいて同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を1人とみなした数）の合計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が100以上であること。

イ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(ア) 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、その事業活動に参加したボランティア（その氏名及び住所が明らかな者であって、かつ、報酬を受けないで活動を行ったものに限る。）の延べ人数が100人以上であること。

(イ) 実績判定期間内の日を含む各事業年度において、その事業活動に関し、地方公共団体その他の団体と協働した実績が1回以上あること。

(3) その事業活動を広く市民に周知されているかどうかを判断するための基準として、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ア その事業活動についてインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公開していること。

イ その事業活動について継続的に会報を発行し、当該会報を会員又はこれに類するものとして規則で定める者（当該申出に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものを除く。ウ及び第5号において「会員等」という。）以外の市民にも配布し、又は閲覧させていること。

ウ 各事業年度において、会員等以外の市民を対象とした事業活動に関する催しを4回以上開催していること。

(4) 市内における事業活動が、前条第1項の申出書を提出した日（第11号において「申出日」という。）後最初に到来する事業年度の初日から起算して5年以上継続すると見込まれること。

(5) 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として規則で定める割合が100分の50未満であること。

ア 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他規則で定めるものを除く。）

イ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で規則で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

(ア) 会員等

(イ) 特定の団体の構成員

(ウ) 特定の職域に属する者

ウ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

エ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

(6) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ3分の1以下であること。

(ア) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と規則で定める特殊の関係のある者

(イ) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の規則で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び3親等以内の親族並びにこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者

イ 各社員の表決権が平等であること。

ウ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は規則で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

エ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として規則で定める経理が行われていないこと。

(7) その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 次に掲げる活動を行っていないこと。

- (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
  - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
  - (ウ) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。
- ウ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動（特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。以下同じ。）に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして規則で定める割合が100分の80以上であること。
- エ 実績判定期間における受入寄附金総額の100分の70以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
- (8) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを主たる事務所又はその他市内事務所において閲覧させること。
- ア 事業報告書等（特定非営利活動促進法第28条第1項の事業報告書等をいう。以下同じ。）、役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）及び定款等（同条第2項の定款等をいう。以下同じ。）
- イ 前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、同条第3項の書類及び同条第4項の書類
- (9) 各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に提出していること。
- (10) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- (11) 申出日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。
- (12) 実績判定期間において、第1号、第3号、第6号、第7号ア及びイ並びに第8号か

ら第10号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第8号イに掲げる基準を除く。）に適合していること。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における前項第2号ア(ア)に規定する割合の計算については、規則で定める方法によることができる。
- 3 市長は、第1項の手続を行おうとするときは、あらかじめ、奈良市NPO法人条例指定制度審査委員会の意見を聞くものとする。

(合併特定非営利活動法人に関する適用)

第5条 前2条に定めるもののほか、地方税法第314条の7第3項の規定による申出をしようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における前2条の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(欠格事由)

第6条 第4条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行わないものとする。

- (1) その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
  - ア 指定特定非営利活動法人が第18条第1項各号（第1号、第4号から第6号まで及び第9号を除く。次号において同じ。）又は第2項各号のいずれかに該当することにより指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ウ 特定非営利活動促進法の規定、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）若しくは奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例第35号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第

247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けたことがなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第6号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第6号において同じ。）

(2) 第18条第1項各号（第1号に係る部分を除く。）又は第2項各号のいずれかに該当することにより指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの

(3) その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

(4) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの

(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの

(6) 次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団

イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

（指定の通知等）

第7条 市長は、指定があったときはその旨を、第4条第1項の規定による指定のための必要な手続を行わないことを決定したとき又は指定がなかったときはその旨及びその理由を、第3条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 市長は、指定があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨及び当該指定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を周知しなければならない。

(1) 名称

- (2) 代表者の氏名
- (3) 市内に所在する事務所の所在地
- (4) 指定の効力を生じた年月日
- (5) 事業の内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項  
(名称等の使用制限)

第8条 指定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、指定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の指定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(指定の更新の申出)

第9条 指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日（この条に規定する申出をし、指定の更新を受けた場合にあっては、当該更新後の指定の効力を生じた日）から起算して5年を経過した日以後引き続き指定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする指定特定非営利活動法人は、規則で定める期間（以下「更新申出期間」という。）内に、市長に指定の更新の申出をして、更新を受けなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申出期間内にその申出をすることができないときは、この限りでない。

2 第3条及び第4条（第1項第11号に係る部分を除く。）から第7条までの規定は、前項の指定の更新の申出について準用する。

(事業報告書等の閲覧)

第10条 指定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又はその他市内事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならぬ。

(事業の内容の変更の届出等)

第11条 指定特定非営利活動法人は、その名称、主たる事務所若しくはその他市内事務所の所在地、事業の内容又はその他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該指定特

定非営利活動法人が第4条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

- 3 市長は、第1項の届出が指定特定非営利活動法人の名称又は市内に所在する事務所の所在地の変更によるものである場合において、必要があると認めるときは、指定に係る特定非営利活動法人の名称等の変更のために必要な手続を行うものとする。
- 4 市長は、指定特定非営利活動法人の名称、市内に所在する事務所の所在地、事業の内容又はその他規則で定める事項の変更の届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。

(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第12条 指定特定非営利活動法人は、指定を受けたときは、第3条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を、指定の効力を生じた日から起算して5年間、主たる事務所及びその他市内事務所に備え置かなければならぬ。

- 2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、次に掲げる書類を作成し、第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、第2号から第4号までに掲げる書類については翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所及びその他市内事務所に備え置かなければならぬ。
  - (1) 前事業年度の寄附者名簿
  - (2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
  - (3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類
- 3 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを主たる事務所及びその他市内事務所に備え置かなければならぬ。
- 4 指定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。次条第3項において同じ。）を行うときは、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日）を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これ

を主たる事務所及びその他市内事務所に備え置かなければならぬ。

- 5 指定特定非営利活動法人は、第3条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は第2項第2号から第4号までに掲げる書類、第3項の書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又はその他市内事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第13条 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度終了の日から3月の期間の末日までに、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- 2 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、前条第3項の書類を市長に提出しなければならない。
- 3 指定特定非営利活動法人は、海外への送金若しくは金銭の持出しを行うときは、事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難であるときは、事後遅滞なく）、前条第4項の書類を市長に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第14条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、第11条第1項の届出に係る書類又は第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書類、同条第3項の書類若しくは同条第4項の書類（過去3年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、市長が指定する場所において、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(指定特定非営利活動法人の合併)

第15条 指定特定非営利活動法人は、指定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が第4条第1項各号（第11号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかを確認しなければならない。
- 3 市長は、第1項の届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。
- 4 第3条第2項及び第3項、第4条（第1項第11号に係る部分を除く。）、第6条並

びに第12条第1項の規定は、第1項の届出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告及び検査)

第16条 市長は、指定特定非営利活動法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の处分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該指定特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 市長は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該指定特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第4項において「指定特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が第1項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 4 前項の場合において、市長は、第1項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、指定特定非営利活動法人の役員等に提示させるものとする。
- 5 第2項又は前項の規定は、第1項の規定による検査をする職員が、当該検査により第2項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項の疑いがあると認められこととなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第2項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 6 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 7 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告、命令等)

第17条 市長は、指定特定非営利活動法人について、第18条第2項各号のいずれかに

該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた指定特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
  - 3 第1項の規定による勧告及び前項の規定による命令は、書面により行うものとする。
  - 4 市長は、第1項の規定による勧告又は第2項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公表しなければならない。
- (指定の取消しのために必要な基準等)

第18条 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。

- (1) 第4条第1項第1号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- (2) 第6条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により指定又は指定の更新を受けたとき。
- (4) 更新申出期間内に、第9条第1項の指定の更新の申出をしなかったとき。
- (5) 第9条第1項の指定の更新の申出があった場合において、当該指定特定非営利活動法人が同条第2項において準用する第4条第1項各号（第11号を除く。）に掲げる基準に適合しないと市長が認めたとき。
- (6) 第15条第1項の届出があった場合において、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が同条第4項において準用する第4条第1項各号（第11号を除く。）に掲げる基準に適合しないと市長が認めたとき。
- (7) 正当な理由がなく、前条第2項の規定による命令に従わないとき。
- (8) 指定特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき。
- (9) 指定特定非営利活動法人が解散したとき（合併により解散したときを除く。）。

2 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

- (1) 第4条第1項第6号、第7号ア若しくはイ又は第10号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- (2) 正当な理由がないのに、第10条又は第12条第5項の規定に違反して書類を閲覧

させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。

- (3) 第11条第1項又は第15条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条第1項（第15条第4項において準用する場合を含む。）又は第2項から第4項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- (5) 特定非営利活動促進法第29条又は第13条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- (6) 第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

- 3 市長は、指定が取り消されたときは、指定が取り消された特定非営利活動法人に対し、その旨及びその理由を、速やかに、書面により通知しなければならない。
- 4 市長は、指定が取り消されたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨及びその理由を周知しなければならない。

(審査委員会)

第19条 この条例に定める基準、手続その他の指定特定非営利活動法人に係る重要事項について、市長の諮問に応じ調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、奈良市NPO法人条例指定制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査委員会において必要があるときは、その会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(協力依頼)

第20条 市長は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 奈良市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

奈良市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のように制定しようとする。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市新型インフルエンザ等対策本部条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、奈良市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

- 2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

#### (会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員、奈良県の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

#### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

## 奈良市觀光自動車駐車場条例の一部改正について

奈良市觀光自動車駐車場条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市觀光自動車駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市觀光自動車駐車場条例（平成12年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表を次のように改める。

駐車時間	駐車料金
4時間以内の場合	30分までごとにつき100円
4時間を超える場合	800円

別表の2中「1,000円」を「800円」に改める。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(参考)

## 奈良市観光自動車駐車場条例（抄）

### 別表（第4条関係）

#### 1 駐車時間が24時間以内の場合の駐車料金（1台につき）

駐 車 時 間	駐 車 料 金
1 時間以内の場合	300円
1 時間を超える場合	300円に1時間を超える時間30分までごとに つき150円を加算した額
3 時間を超える場合	1,000円

#### 2 駐車時間が24時間を超える場合の駐車料金（1台につき）

駐車時間24時間につき1,000円とし、当該駐車時間に24時間未満の端数があるときは当該端数について1の表を適用して得た駐車料金を加えた額とする。

## 奈良市水道事業の設置等に関する条例等の 一部を改正する等の条例の制定について

奈良市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定しようとする。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(奈良市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条から第3条までを次のように改める。

(設置)

第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業及び簡易水道事業を設置する。

(地方公営企業法の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、簡易水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第3条 水道事業（簡易水道事業を含む。以下同じ。）は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。

2 水道事業の経営に関して基本となるべき事項は、別表のとおりとする。

第4条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第7条ただし書の規定に基づき、水道事業を通じて水道事業管理者（以下「管理者」という。）1人を置く。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
奈良市水道事業	奈良市の区域（奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）別表に定める奈良市月ヶ瀬行政センター及び奈良市都祁行政センターの所管区域を除く。）	人 400,000	立方メートル 247,400
奈良市都祁水道事業	都祁南之庄町の一部 都祁甲岡町 来迎寺町の一部 都祁友田町の一部 蘭生町の一部 都祁小山戸町の一部 都祁相河町の一部 都祁吐山町の一部 都祁こぶしが丘 都祁白石町の一部 針町の一部 針ヶ別所町の一部 小倉町の一部 上深川町の一部 下深川町の一部 荻町の一部 都祁馬場町の一部 天理市山田町902番地	5,700	3,210
奈良市月ヶ瀬簡易水道事業	月ヶ瀬石打の一部 月ヶ瀬尾山の一部 月ヶ瀬長引の一部 月ヶ瀬嵩の一部 月ヶ瀬月瀬の一部 月ヶ瀬桃香野の一部	1,950	940

(奈良市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「水道事業施設」の次に「（簡易水道事業施設を含む。）」を加え、同条第2項中「水道事業」の次に「（簡易水道事業を含む。次条において同じ。）」を加える。

第2条第1項中「奈良市の区域内で水道事業として厚生労働大臣の認可を受けた区域」を「奈良市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）別表に定めるとおり」に改め、同条第2項中「奈良市水道事業の管理者」を「水道事業管理者」に改める。

別表第1中「奈良市水道事業料金表」を「奈良市水道事業、奈良市都祁水道事業及び

奈良市月ヶ瀬簡易水道事業料金表」に改める。

(奈良市特別会計条例の一部改正)

第3条 奈良市特別会計条例（昭和39年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

本則第8号を削る。

(奈良市簡易水道基金条例及び奈良市簡易水道条例の廃止)

第4条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 奈良市簡易水道基金条例（平成17年奈良市条例第18号）

(2) 奈良市簡易水道条例（平成17年奈良市条例第31号）

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(奈良市簡易水道条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に第4条の規定による廃止前の奈良市簡易水道条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第2条の規定による改正後の奈良市水道事業給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 旧条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった料金に係る取扱いについては、なお従前の例による。

(奈良市下水道条例の一部改正)

4 奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「又は奈良市簡易水道条例（平成17年奈良市条例第31号）」を削る。

第21条第1項第1号中「又は奈良市簡易水道条例第29条」を削る。

(奈良市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

5 奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「又は奈良市簡易水道条例（平成17年奈良市条例第31号）」を削る。

第19条第1号中「又は奈良市簡易水道条例第29条」を削る。

(参考)

## 奈良市水道事業の設置等に関する条例（抄）

(水道事業の設置)

**第1条** 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、本市に、公営企業として水道事業を設置する。

(経営の原則)

**第2条** 水道事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(経営に関して基本となるべき事項)

**第3条** 水道事業の経営に関して基本となるべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 給水区域 奈良市の区域内で水道事業として厚生労働大臣の認可を受けた区域
- (2) 給水人口 400,000人
- (3) 1日給水量 247,400立方メートル

## 奈良市水道事業給水条例（抄）

(趣旨)

**第1条** 本市に水道事業施設を設置する。

2 市の水道事業の給水についての料金、給水装置工事その他給水のための工事の費用の負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項等については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(給水区域)

**第2条** 市の水道事業の給水区域は、奈良市の区域内で水道事業として厚生労働大臣の認可を受けた区域とする。

2 奈良市水道事業の管理者（以下「管理者」という。）が公益上必要と認めるときは、前項の給水区域以外の区域に分水することができる。

### 別表第1（第26条関係）

#### 奈良市水道事業料金表

- 1 専用給水装置 (略)
- 2 共用給水装置 (略)

## 奈良市特別会計条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。

（8）奈良市簡易水道事業特別会計 簡易水道事業

### 奈良市簡易水道基金条例

（設置）

**第1条** 本市月ヶ瀬地域及び都祁地域における簡易水道の推進に必要な資金を積み立てるため、奈良市簡易水道基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

**第2条** 基金として積み立てる額は、奈良市簡易水道事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（歳計剰余金の編入）

**第3条** 奈良市簡易水道事業特別会計の歳入歳出の決算上剰余金が生じたときは、当該剰余金のうち市長が定める額を基金に編入するものとする。

（管理）

**第4条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

**第5条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

**第6条** 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は奈良市一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（処分）

**第7条** 基金は、簡易水道に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

**第8条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

# 奈良市簡易水道条例（抄）

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** 本市に簡易水道を設置する。

2 市の簡易水道の給水についての料金、給水装置工事その他給水のための工事の費用の負担その他の供給条件、給水の適正を保持するために必要な事項等について定めるものとする。

(名称及び給水区域)

**第2条** 簡易水道の名称及び給水区域は、別表第1のとおりとする。

(定義)

**第3条** この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

**第4条** 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用として使用するもの

## 第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

**第5条** 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置工事の施行)

**第6条** 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、給水装置工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者は、前項の工事検査の結果、不完全と認められたときは、市長が指定する期間内に当該工事の手直しをし、再検査を受けなければならない。
- 4 指定給水装置工事事業者について必要な事項は、市長が別に定める。
- 5 第1項の規定により市長が給水装置工事を施行する場合においては、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

**第7条** 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から市が設置する簡易水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び配水管への取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（給水装置工事の費用負担）

**第8条** 給水装置工事の費用は、給水装置工事の申込者の負担とする。ただし、市長が必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

（給水装置工事費の算出方法）

**第9条** 市長が施行する給水装置工事の費用は、次の費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費
- (7) その他市長が特に必要と認める費用

2 前項に規定する費用の算出について必要な事項は、市長が別に定める。

（給水装置工事費の前納）

**第10条** 市長に給水装置工事を申し込む者は、設計により算出した当該給水装置工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 給水装置工事の申込者が前項の概算額の指定納期から15日を過ぎても当該概算額を納付しないときは、給水装置工事の申込みを取り消したものとみなす。

3 第1項の規定による前納金は、工事しゅん工後に精算し、過不足があるときはこれを還付し、又は追徴する。ただし、還付又は追徴の額がそのために要する費用の実費に満たないときは、還付し、又は追徴しないことができる。

（特別の場合における費用負担）

**第10条の2** 給水のため、特に配水管その他の水道施設の布設工事を必要とする場合には、当該給水を申し込もうとする者は、市長が定める方法により、その受益の限度において市長が定める費用を負担しなければならない。

(給水装置の変更の工事)

**第11条** 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の使用者又は所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要する費用は、原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

**第12条** 給水は、非常災害、簡易水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 市長は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度予告するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

3 第1項の規定により給水を制限し、又は停止したことにより、損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水の申込み)

**第13条** 簡易水道を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

**第14条** 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は市長が必要と認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を定め、市長に届け出なければならない。

(管理人)

**第15条** 次のいずれかに該当する者は、簡易水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

**第16条** 使用水量は、メーターにより計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、市長が定める。

(メーターの貸与)

**第17条** メーターは、市長が設置し、簡易水道の使用者若しくは管理人又は給水装置の所有者（以下「簡易水道使用者等」という。）に貸与し、保管させる。

2 簡易水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 簡易水道使用者等は、前項の規定による注意義務を怠ったため、メーターを亡失し、又

はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(簡易水道の使用中止、変更等の届出)

**第18条** 簡易水道使用者等は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 簡易水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) メーターの口径を変更するとき。
- (4) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 簡易水道使用者等は、次のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 簡易水道の使用者の住所又は氏名の変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として簡易水道を使用したとき。
- (4) 代理人若しくは管理人の変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

**第19条** 私設消火栓は、消火又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、市長の指定する市職員を立ち会わせなければならない。

(簡易水道使用者等の管理上の責任)

**第20条** 簡易水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において修繕を必要とするときは、当該修繕に要する費用は、簡易水道使用者等の負担とする。ただし、市長が当該費用を簡易水道使用者等に負担させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

3 第1項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害は、簡易水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

**第21条** 市長は、給水装置又は供給する水の水質について簡易水道使用者等から検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

2 前項の検査について、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第4章 料金、分担金及び手数料

(料金の納付義務)

**第22条** 簡易水道の使用料（以下「料金」という。）は、簡易水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって簡易水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

**第23条** 料金は、別表第2に定める基本料金及び従量料金の合計額とする。

- 2 メーターに直結していない私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用するときの料金は、消火栓1個について346円とし、その使用時間は5分以内とする。
- 3 工事用その他臨時の用途に使用する場合における料金の額は、1立方メートルにつき525円とする。

(料金の算定)

**第24条** 市長は、毎月定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。次項において同じ。）に計量した使用水量に基づき定例日の属する月分の料金を算定する。

- 2 市長は、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に計量することができる。
- 3 使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用水量の認定)

**第25条** 市長は、次のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) 共用給水装置により簡易水道を使用するとき。

(料金計算方法の特例)

**第26条** 月の15日までに給水を中止し、廃止し、若しくは停止したとき又は月の16日以降において使用を開始したときの基本料金は、定額の2分の1の額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- 2 前項の場合においては、基本水量の2分の1を超える使用水量について、従量料金を計算する。
- 3 月の中途において料率の適用区分（メーターの口径をいう。以下この項において同じ。）に変更があった場合は、その月の料金は、適用日数の多い料率の適用区分によって計算する。ただし、その適用日数がそれぞれ等しいときは、変更があった後の料率の適用区分によって計算する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

**第27条** 工事その他の理由により、一時的に簡易水道を使用しようとする者は、その使用申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の概算料金は、簡易水道の使用をやめたときに精算し、過不足があるときはこれを還付し、又は追徴する。ただし、還付又は追徴額がそのために要する費用の実費に満たないときは、還付し、又は追徴しないことができる。

(共用給水装置の水量の認定)

**第28条** 共用給水装置の水量は、各戸均等とみなす。ただし、市長が必要と認めるときは各戸の水量を認定することができる。

(料金の徴収方法)

**第29条** 料金は、納入通知書又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、2月分をまとめて徴収することができる。

(分担金)

**第30条** 給水装置を新設しようとする者は、簡易水道施設分担金（以下「分担金」という。）を工事申込みの際に納入しなければならない。給水装置を改造してメーターの口径を変更（口径を増す場合に限る。以下同じ。）しようとする者についても、同様とする。

2 分担金の額は、メーターの口径の区分に応じ、別表第3に定める額とする。ただし、口径の変更に係る工事の申込者が納入すべき分担金の額は、変更後の口径に応ずる分担金と変更前の口径に応ずる分担金との差額とする。

3 既納の分担金は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(手数料)

**第31条** 市長は、次の各号に掲げる者から、別表第4に定める額の手数料（以下「手数料」という。）を徴収する。

- (1) 第6条第1項の指定を受ける者
- (2) 第6条第2項の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受ける者
- (3) 第6条第2項の工事検査を受ける者

2 手数料は、申込みの際徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、申込み後徴収することができる。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(料金等の軽減又は免除)

**第32条** 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、料金、分担金、手数料その他の費用を減免することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

**第33条** 市長は、簡易水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、簡易水道使用者等に対し、適当な措置を指示し、又は自らこれをすることができます。

2 前項の措置に要する費用は、簡易水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

**第34条** 市長は、給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に定める基準に適合していないときは、給水の申込みを拒み、又は使用中の給水装置の構造及び材質が同条に定める基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間、給水を停止することができる。

2 市長は、給水装置が指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、給水の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、法第16条の2

第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が水道法施行令第5条に定める基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

**第35条** 市長は、次のいずれかに該当するときは、簡易水道使用者等に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 簡易水道の使用者が、第9条第1項の給水装置工事の費用、第20条第2項の修繕に要する費用、料金、分担金、手数料又は第33条第1項の措置に要する費用を期限までに納入しないとき。
  - (2) 簡易水道の使用者が、正当な理由がなくて、第24条の使用水量の計量又は第33条第1項の給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。
  - (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告をしても、なおこれを改めないとき。
- 2 前項の給水停止処分を受けた者が給水の再開を受けようとするときは、給水再開手数料として、次の表の左欄に掲げる料金の滞納額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる手数料を納付しなければならない。

料 金 の 滞 納 額 の 区 分	手 数 料
10,000円以下の金額	1,050円
10,000円を超え20,000円までの金額	2,100円
20,000円を超え50,000円までの金額	4,200円
50,000円を超える金額	5,250円

(給水装置の切離し)

**第36条** 市長は、次のいずれかに該当する場合で、簡易水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が60日以上所在が不明で、かつ、その使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来も使用の見込みがないと認められるとき。

(過料)

**第37条** 市長は、次のいずれかに該当する者には、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置工事を施行した者
  - (2) 正当な理由がなくて、第16条第2項のメーターの設置、第24条の使用水量の計量、第33条第1項の給水装置の検査又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
  - (3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
  - (4) 料金、分担金又は手数料の徴収を免れようとして偽りその他不正の行為をした者
- 2 偽りその他不正の行為によって、料金、分担金又は手数料の徴収を免れた者には、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

## 第6章 貯水槽水道

### (市の責務)

**第38条** 市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

### (設置者の責務)

**第39条** 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、市長が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第7章 補則

### (委任)

**第40条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、月ヶ瀬村簡易水道給水条例（昭和34年月ヶ瀬村条例第98号）又は都祁村簡易水道事業給水条例（平成10年都祁村条例第16号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、施行日以後においては、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日前に、月ヶ瀬村及び都祁村においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

### 奈良市簡易水道給水区域

名 称	給 水 区 域		
奈良市月ヶ瀬簡易水道	月ヶ瀬石打の一部 月ヶ瀬嵩の一部	月ヶ瀬尾山の一部 月ヶ瀬月瀬の一部	月ヶ瀬長引の一部 月ヶ瀬桃香野の一部
奈良市白石地区簡易水道	都祁白石町の一部 針町の一部		
奈良市南之庄地区簡易水道	都祁南之庄町の一部 友田町の一部	都祁甲岡町 来迎寺町の一部	都祁 蘿生町の一部

奈良市都祁簡易水道	都祁友田町の一部 薩生町の一部 都祁小山戸町の一部 都祁相河町の一部 都祁吐山町の一部 都祁こぶしが丘 針町の一部 針ヶ別所町の一部 小倉町の一部 上深川町 の一部 下深川町の一部 荻町の一部 都祁馬場町の一部 天理市山田町 902 番地
-----------	---

別表第2 (第23条関係)

奈良市簡易水道料金表

1 専用給水装置

(1) 基本料金

メーターの口径	料	金(1月につき)
13ミリメートル	基本水量	8立方メートルまで 766円 10立方メートルまで 976円
20ミリメートル	基本水量	8立方メートルまで 1,312円 10立方メートルまで 1,722円
25ミリメートル	基本水量	8立方メートルまで 1,848円 10立方メートルまで 2,467円
40ミリメートル		6,195円
50ミリメートル		9,870円
75ミリメートル		23,835円

(2) 従量料金

メーターの口径	料	金(1月につき)
13ミリメートルから 25ミリメートルまで	使用水量10立方メートルを超え、20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき	162円
	使用水量20立方メートルを超え、50立方メートルまでの分 1立方メートルにつき	210円
	使用水量50立方メートルを超える分 1立方メートルにつき	225円
40ミリメートルから 75ミリメートルまで	使用水量1,000立方メートルまでの分 1立方メートルにつき	241円
	使用水量1,000立方メートルを超える分 1立方メートルにつき	267円

2 共用給水装置

基本料金(1戸1月につき)	基本水量8立方メートルまで	451円
従量料金(1戸1月につき)	使用水量8立方メートルを超える分 1立方メートルにつき	101円

別表第3（第30条関係）

奈良市簡易水道分担金表

メーターの口径	金額（1件につき）
13ミリメートル	103,950円
20ミリメートル	199,500円
25ミリメートル	336,000円
40ミリメートル	1,065,750円
50ミリメートル	1,958,250円
75ミリメートル	5,024,250円

別表第4（第31条関係）

1 指定給水装置工事事業者指定手数料

単位	金額
1件につき	10,000円

2 設計審査手数料

区分	口径	金額（1件につき）
新設及び増設の工事	25ミリメートル以下	2,000円
	40ミリメートル及び50ミリメートル	3,000円
	75ミリメートル	5,000円
改造及び撤去の工事	25ミリメートル以下	400円
	40ミリメートル及び50ミリメートル	600円
	75ミリメートル	1,000円

3 工事検査手数料

区分	口径	金額（1件につき）
新設及び増設の工事	25ミリメートル以下	2,000円
	40ミリメートル及び50ミリメートル	3,000円
	75ミリメートル	5,000円
改造及び撤去の工事	25ミリメートル以下	400円
	40ミリメートル及び50ミリメートル	600円
	75ミリメートル	1,000円

備考 第6条第3項の再検査についても、1件とみなす。

## 奈良市下水道条例（抄）

（汚水排出量の認定）

**第19条** 汚水排出量は、次の各号に定めるところにより認定するものとする。

(1) 水道水（奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）又は奈良市簡易水道条例（平成17年奈良市条例第31号）に基づき給水される水をいう。以下同じ。）を使用した場合の汚水排出量は、当該水道水の使用水量とする。

（使用料の徴収方法）

**第21条** 使用料は、次の各号に定めるところにより徴収する。

(1) 第19条第1項第1号に該当する場合（水道水及び水道水以外の水を併用した場合を含む。）の使用料は、奈良市水道事業給水条例第30条又は奈良市簡易水道条例第29条の水道料金の徴収の例によつて水道料金とともに毎月徴収する。

## 奈良市農業集落排水処理施設条例（抄）

（汚水排出量の認定）

**第18条** 汚水排出量は、次に定めるところにより認定するものとする。

(1) 水道水（奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）又は奈良市簡易水道条例（平成17年奈良市条例第31号）に基づき給水される水をいう。以下同じ。）を使用した場合の汚水排出量は、当該水道水の使用水量とする。

（使用料の徴収方法）

**第19条** 使用料は、次に定めるところにより徴収する。

(1) 前条第1項第1号に該当する場合（水道水及び水道水以外の水を併用した場合を含む。）の使用料は、奈良市水道事業給水条例第30条又は奈良市簡易水道条例第29条の水道料金の徴収の例によつて水道料金とともに毎月徴収する。

## 奈良市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

奈良市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営の基準に関する条例を次のように制定しようとする。

平成25年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営の基準に関する条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 救護施設（第11条—第21条）
- 第3章 更生施設（第22条—第27条）
- 第4章 授産施設（第28条—第33条）
- 第5章 宿所提供的施設（第34条—第39条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設（以下「救護施設等」という。）の設備及び運営の基準について定めるものとする。

##### (基本方針)

第2条 救護施設等は、利用者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 救護施設等は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければ

ならない。

(構造設備の一般原則)

第3条 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第4条 救護施設等の設備は、専ら当該施設の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件等)

第5条 救護施設等の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 救護施設等は、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(職員の専従)

第6条 救護施設等の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(苦情への対応)

第7条 救護施設等は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、その行った処遇に関し、法第19条第4項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 救護施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(非常災害対策)

第8条 救護施設等は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てておかなければならぬ。

2 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 救護施設等（授産施設を除く。）は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

（帳簿の整備）

第9条 救護施設等は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

（報告）

第10条 救護施設等は、処遇の向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりその処遇の状況、質の評価、改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

第2章 救護施設

（規模）

第11条 救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 救護施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であって入所者が20人以下のもの（以下この章において「サテライト型施設」という。）を設置する場合は、5人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 救護施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおむね80パーセント以上としなければならない。

（設備の基準）

第12条 救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項（第23条第3項において準用する場合を含む。）において同じ。）又は準耐火建築物（同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項（第23条第3項において準用する場合を含む。）において同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の

建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 救護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 事務室
- (11) 宿直室
- (12) 介護職員室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場
- (15) 汚物処理室
- (16) 靈安室

4 前項第1号に掲げる居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必

要とする者を入所させる居室（以下「特別居室」という。）を設けるものとする。

5 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とすること。

ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

オ 特別居室は、原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 静養室

ア 医務室又は介護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号ア及びウからオまでに定めるところによること。

(3) 洗面所

居室のある階ごとに設けること。

(4) 便所

居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(5) 医務室

入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(6) 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(7) 介護職員室

居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

6 前各項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(サテライト型施設の設備の基準)

第13条 サテライト型施設の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。

(職員の配置の基準)

第14条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

(1) 施設長

(2) 医師

(3) 生活指導員

(4) 介護職員

(5) 看護師又は准看護師

(6) 栄養士

(7) 調理員

2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。

(居室の入所人員)

第15条 1の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

(身体拘束等の禁止)

第16条 救護施設は、入所者への処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 救護施設は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。

3 救護施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。

4 救護施設は、職員に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的に実施しなければならない。

(給食)

第17条 救護施設は、給食の提供に当たっては、栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮しなければならない。

2 救護施設は、旬の食材や郷土食を取り入れる等、入所者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

3 救護施設は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。

(健康管理)

第18条 入所者については、その入所時及び毎年定期に2回以上健康診断を行わなければならない。

(衛生管理等)

第19条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよううに必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(生活指導等)

第20条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えるなければならない。

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。

4 1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しきしなければならない。

5 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第21条 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第16条の2に規定する厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

### 第3章 更生施設

#### (規模)

第22条 更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 更生施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。

#### (設備の基準)

第23条 更生施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 集会室
- (4) 食堂
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 作業室又は作業場
- (10) 調理室
- (11) 事務室
- (12) 宿直室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場

2 前項第9号に掲げる作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第12条第1項、第2項、第5項第1号（オを除く。）及び第2号から第6号まで並びに第6項の規定を準用する。

（職員の配置の基準）

第24条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

(1) 施設長

(2) 医師

(3) 生活指導員

(4) 作業指導員

(5) 看護師又は准看護師

(6) 栄養士

(7) 調理員

2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所人員が150人以下の施設にあっては6人以上、入所人員が150人を超える施設にあっては6人に150人を超える部分40人につき1人を加えた数以上とする。

（生活指導等）

第25条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の条件に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第20条（第2項を除く。）の規定を準用する。

（作業指導）

第26条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情及び入所者の職歴を考慮しなければならない。

（準用）

第27条 第15条から第19条まで及び第21条の規定は、更生施設について準用する。

#### 第4章 授産施設

(規模)

第28条 授産施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 授産施設は、被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合がおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第29条 授産施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 作業室

(2) 作業設備

(3) 食堂

(4) 洗面所

(5) 便所

(6) 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 作業室

ア 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。

イ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 便所

男子用と女子用を別に設けること。

(職員の配置の基準)

第30条 授産施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 施設長

(2) 作業指導員

(工賃の支払)

第31条 授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(自立指導)

第32条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならぬ。

ればならない。

(準用)

第33条 第16条及び第19条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、授産施設について準用する。

## 第5章 宿所提供的施設

(規模)

第34条 宿所提供的施設は、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供的施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第35条 宿所提供的施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用するにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 炊事設備

(3) 便所

(4) 面接室

(5) 事務室

2 前項第2号に掲げる炊事設備の火気を使用する部分は、不燃材料を用いなければならぬ。

3 前2項に規定するもののほか、宿所提供的施設の設備の基準については、第12条第5項第1号（才を除く。）並びに第6項第1号及び第2号の規定を準用する。

(職員の配置の基準)

第36条 宿所提供的施設には、施設長を置かなければならない。

(居室の利用世帯)

第37条 1の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、2以上の世帯に利用させてはならない。

(生活相談)

第38条 宿所提供的施設は、生活の相談に応じる等利用者の生活の向上を図ることに努め

なければならない。

(準用)

第39条 第19条の規定（医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、宿所提供的施設について準用する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和62年3月9日前から存する救護施設については、第12条第3項第15号の規定は、当分の間、適用しない。